

# 1. 平成23年第4回郡上市議会定例会議事日程（第2日）

平成23年6月13日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番	田中康久	2番	森喜人
3番	田代はつ江	4番	野田龍雄
5番	鷺見馨	6番	山下明
7番	山田忠平	8番	村瀬弥治郎
9番	古川文雄	10番	清水正照
11番	上田謙市	12番	武藤忠樹
13番	尾村忠雄	14番	渡辺友三
15番	清水敏夫	16番	川嶋稔
17番	池田喜八郎	18番	森藤雅毅
19番	美谷添生	20番	田中和幸
21番	金子智孝		

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	田中義久
総務部長	服部正光	健康福祉部長	布田孝文
農林水産部長	野田秀幸	商工観光部長	蓑島由実
建設部長	武藤五郎	環境水道部長	木下好弘
教育次長	常平毅	会計管理者	山下正則
消防長	川島和美		

郡上市市民病院  
事務局 長 猪 島 敦

国保白鳥病院  
事務局 長 日 置 良 一

郡 上 市  
代表監査委員 齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 池 場 康 晴

議会事務局  
議会総務課 長 丸 井 秀 樹

議会事務局  
議会総務課 長 補 河 合 保 隆  
佐

### ◎開議の宣告

○議長（池田喜八郎君） おはようございます。議員各位には、連日の執務、御苦勞さまでございます。また、日置市長はじめ執行部の皆様方にも、御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は、21名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお目通しを願いたいと思います。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（池田喜八郎君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には、4番 野田龍雄君、5番 鷺見馨君を指名いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（池田喜八郎君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定をしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。答弁につきましては要領よくお答えをされるようお願いをいたします。

---

### ◇ 金子智孝君

○議長（池田喜八郎君） それでは、21番 金子智孝君の質問を許可いたします。

21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） おはようございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

さて、今般の災害に対しまして、既に3カ月を経過したところでございますけれども、未だ、なお行方不明というような形で多くの方がおられるということでございますし、1万5,000人余の死者が確認されていると、そういう状況、それから、なお避難をされている方も8万人を超える方が困難な生活におられて、このことに際しまして、改めて哀悼の意を表するとともに、被災された方々の一日も早い復興につきまして、心から念願をするところでございます。

そして、なお本定例会からでございますが、このスタイルでございますけれども、議員ももちろん、執行部の皆さんも同じでございますけれども、これも震災の影響といえば影響でございますが、節電ということが当面の課題でございまして、議員もクールビズ対応ということで申し合わせをさ

せていただきまして、ややこういう軽装な形で一般質問をさせていただきたいということに對しまして、市民の皆さん方にも御理解を賜りたいというふうに思っております。

それでは、一般質問に入らせていただきますが、3点質問するわけでありましたが、その主なものにつきましては、災害関連がございまして、これにつきましては、今般、大変多くの議員の皆さん方からも質問の通告がございまして、重複点も多々あるかと思っております。そういう意味におきまして、私も質問の第一といたしまして、義援金の問題につきまして質問を通告しておったところがございますが、ほかの同僚議員の皆さんも同趣旨の質問もございまして、この義援金に関する支給の状況につきましては、取り下げさせていただきまして、後者の後ほどから質問される方に明確丁寧な御答弁をお願いしたいというふうに思っております。

さてそこで、質問の第1項でございまして、支援物資の有効性ということの確認という趣旨で質問をするわけでございますが、これは御承知のように、郡上市は、支援物資を市民の皆様から公募させていただきまして、第一次・第二次と大変市民の皆様方の熱い御支援の品物ということで集約をされまして、これを会津若松のほうに御支援を申し上げたと。この件につきましては、先般の市長のお話の中でもございましたように、当会津若松市の市長さんのほうからも、懇切丁寧な謝辞の気持ちも表明されたというふうに伺っております。

会津若松は、御承知のように、いわゆる原発関連の被災者といえますか、被害地からの市民の受け入れということで、大熊町を中心とした皆さん方が集中して、役場ごと避難をされているところがございます、そういうところを御支援申し上げたという趣旨だというふうに思うわけですが、実は、先般私どもは、これは民間でございますけれども、一部美並町地域の皆さん方とともに、市民がみずからお集まりになり、確保されました御支援物資をお届けするというところで、同じく会津若松のほうに行って参ったわけでございますが、集積場も拝見をさせていただきました。当然大きな集積場、体育館でございますので、まだ未配分の物資が当然あったわけでございます。

そうした中で、若干の疑問と申しますか、そういう支援物資が滞りなく善意の市民の皆さん方の心が、被災者・被害者のほうに届いておることだろうかというような点では、いささかの疑問もございまして、特にお米を郡上市は持ち込んでおります。精米、白米でございますから、暑い時期の当期間の在庫といえますか、そういうものは、品質に非常に大きな影響を与えるというふうなことで、若干心配でございましてお尋ねをしたところでございますが、やはり当該地域の災害対策本部の関係者のお話としては、やはり大体避難しておられる方が850世帯というふうにはたしかおっしゃったと思うんですが、2,000名の避難者をお預かりしているというふうなお話でございまして、お米に対しては大変な、毎日なことでございますから、非常に強い御要望があつて、本当に助かっておるということをお聞きしたわけでございます、そういう状況ではございますが、一部、これは私ちょうど帰りまして、5月28日に多分帰ったと思うんですが、ちょうどその次の日ぐらいの新聞

に、一部この避難物資が滞っておるところもあると、そういうものの保管に結構大変だという記事がやっぱりございまして、そういう意味においては、そうした支援物資が被害者の皆さん方に滞りなく伝わるということが、やっぱりこれは大変大事でございまして、そういう点の情報の収集、そういう物品の選定とか移送の時期等々については、やっぱり遺憾のないような状態を確保することも非常に大事ではなかろうかということを思いまして、この点をお尋ねするわけですが、当該地域のそういう情報収集等については、遺憾のないような、あるいは後ほどというかね、そういうのがいかに有効で使用されているかというふうなことの状況については、一応手立てとしては御確認をいただくのが妥当ではなかろうかというふうに思いまして、まず第1点、この点をお尋ねすると同時に、一部の新聞報道でございまして、郡上市は、一次・二次・三次まで予定をしているという記事がございまして、三次に向けては、そういうお取り組みのお考えがあるのかどうか。やはりこうした支援は、なかなか気の長い、息の長い御支援を申し上げなきゃならない私は状況だというふうに判断しているわけですが、その点についてのお考えがあれば、まずもってお答えいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君の質問に答弁を求めます。

服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） 支援物資の有効性ということでございまして、まず郡上市においては、当初3月に震災が起きまして、当初は、県を窓口として支援物資等のことを行っておりました。それで、県のほうは、まず4月上旬に受付停止というふうな形で市町村へ連絡してございます。その中で、やはり郡上市として4月7日、また5月17日ということで、今言われましたように、会津若松市のほうへ支援物資等の移送を行っておるという状況でございまして。

それで、今の御質問のどのような調整の上でということですが、会津若松市の災害対策本部と直接連絡をとってございます。その中で必要な支援物資を御連絡いただいて、その上で募集させていただいて輸送をしていると。また、時期においても、そのような調整の上での実施を行っているということでございます。

それで、今、大熊町等の避難者の方が、我々が行ったときには4,000人ほどお見えになるということで、各住宅とかそういうところに住まれておられるという中で、随時、配給所には見てきたんですが、1,000人ほどの方が並んでお見えになっているということでございます。このことを受けて、やはり緊急支援物資というのは的確な情報収集と、または必要な時期というものを収集しながら、実施というのは重要と考えておるということでございます。

また、三次につきましては、今、会津若松市とも連絡をとっておりますが、やはり必要に応じて、必要なものを必要な時期にということ、今その辺の連携を図りながら、これから必要な場合においては、行っていきたいということを考えております。

(21番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） ありがとうございます。やはり状況を見ますと、これは特に原発という大変特殊な事由がございまして、たちどころに復興が進むという状況ではないのが、今回の震災の大きな特徴だというふうに思ひまして、それぞれの立場で、いわゆる長いそういう被害者の地域、あるいはそうした方々にいつまでも寄り添いながら再建復興を目指すというふうなことは、大変私は大事な観点だと思ひますので、たちどころに潮が引くようにさっと引いてしまうということのないように、その点については特段のお願いをしておきたいというふうに思ひます。

その点について三つ目ということで、この件についての三つ目なんですが、やはり市民の皆さんも大変こういうことについては関心が深くございまして、諸般の事情を見ておられますと、この民間サイドでもこのボランティア派遣というふうなことにも相当取り組みが進んでおるように思ひますし、先般も社会福祉協議会を通じました民間の皆さん方のこの募集の要項が、チラシという形で出ておるようでございますが、そういうものを持続的に派遣し、支援できるようなこの体制をできるだけ維持していただきたいし、御支援を賜りたいというふうなことで、特に今回のこの震災、3カ月経過した中で、郡上市民の中の皆さん方にもそういう方がおられると思うのでありますが、恐らくそういう人たちというのは、ボランティアを登録されまして、そして手続きをとって御支援を申し上げないと、勝手に行つて勝手に済ますというわけにはいかない地域でございますから、現在のボランティアの登録の皆さん方の数があれば、状況をお聞かせいただきたいと。

それから、例えば市が中心になつてというのは、なかなか無理だというふうに思ひますが、社会福祉協議会という団体がございまして、そういうボランティア活動を中心にやっておられるところもございまして、そういうところを通じて、例えば独自のそうした派遣の予定というものが、御予定があるやなきやについてお尋ねしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 災害時におけるボランティア活動の継続性でありますとか、郡上市の現状ということでの御質問でございました。御承知のように、こういう災害が起きますと、阪神・淡路大震災のときには、ボランティア元年と言われましたけれども、まさに我々がボランティア活動をするときに一番大事なことは、被災地の方々の気持ちを思ったボランティア活動ということが、まず一番大事であろうかというふうに思ひております。

その点で、まず今回の東日本大震災のボランティア活動におきましては、県を通じて、今まさに金子議員さんがおっしゃつたように、個人で勝手に行くということではなくて、しっかりボランティア登録をした方ということでの県の指示もあつたということでもあります。そのことは、つまり例えば私が個人的に被災地に行つても、向こうの方はだれやわからんわけですね。信頼性が全くない。

僕は自分だという信頼性はあるんですが、現地の方はわからんということがございますものですから、必ずボランティア登録をしながら、また事故があつてはいけないということで、保険ということでされております。

現在、社会福祉協議会では、このボランティアの登録ということでは、社協のほうに今この震災関係では、個人では26名の方が登録をされております。それから、団体では、6団体の方で35名の方がこの震災の関係でのボランティア登録をされております。全員の方が現地へ行かれたわけではございませんけれども、団体の方、個人の方でも何団体か、それとか個人の方の5名ほどは、現地のほうへ行かれてボランティア活動をしていただいているという状況でございます。

それから、県内でも、市とか社会福祉協議会が協力して、例えばバスを仕立てて、ボランティアということで市民の方へ呼びかけていっておられるところも3カ所ほどあるというふうに聞いておりますけれども、この辺につきましても、社協と市がどういう考え方でこれから進めていくかということもございますけれども、今まで社会福祉協議会が中越の例えば地震災害というようなことで、社協が中心になって市民の方に参加を申し上げたときにも、思ったよりも少なかったということがございます。今回も現地が非常に遠いということで、阪神大震災のような距離感的に見ますと遠いということで、現実的には大変なかなか今バスをすぐに仕立ててということは、まだ検討はしておりますけれども、すぐにやるということでは今なっておらん状況であります。

ただ、民間の方々が、今そういう計画を立てておられますので、そういう方々に対しましてのボランティアの保険、1人470円で一応天災型の保険ということで、結構大きな、もし万が一のときはあるそうです。そのものについては、参加された方々に社協としては、全部助成をしていくというようなことで、そういう後方支援といいますか。それからあと行かれる方のいわゆる講習会というか、そういうことも計画をされておりますので、よろしく願いいたします。

(21番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） ありがとうございます。

このボランティア活動というのは、大変何があるかというのは、もう行ってみなきゃわからないという点がございますけれども、やっぱり今やはり現地へ参りますと、大変多くの皆さん方が駆けつけられまして、それこそ真摯な活動をされまして、被災者といいますか、被害者の皆さん方からも感謝の声といいますか、そういうものがあるようでございますが、やはりそういうことで参加することによりまして、実情を知るといことも一つございまして、やはり協働してそういうことに取り組むということについて、大変大きなきずなというこの点では、非常に言葉であらわせない連帯感といいますか、一緒にやろうというそういう気持ちが伝わりますし、大変そういう点では、将来、もし一時そういう災害があつた場合に、大きな教訓として心に残るというふうに私は思います

ので、多くの市民の皆さん方が募集に参加されることを希望しておきたいというふうに思います。

次に、一つはそういうボランティア等々のことがございますが、まずこれは市長にお尋ねしたいというふうに思うんですが、未曾有のこの災害でございまして、この復興につきましては、大変大きな予算の投入が期待といたしますか、予定をされるというふうに思います。ようやく国もこの衆議院で基本法、復興支援の基本法が通過したということで、あくまでもまだ通過でございます。さらに参議院の議決がなければ、これは成立しませんが、大変この3カ月経過しているわけでございますが、私は前回の阪神・淡路については、1カ月でそういうのは成立しているという状況でございますが、この状況につきましては、大変私は遺憾な気持ちを率直に持っております。なぜいち早く、与野党を超えて支援で一致することについては、身を挺してこれは私は法律をつくるのは国会の仕事でございますから、やっていただけるというふうに思ってたわけですが、3カ月を経てようやく基本法だけが通る見通しというようなことでございます。

そういう点について、私は、地方自治をこうして預かっておられる市長といたしまして、今後、この災害復興支援のための予算というのは、大変大きなものでございまして、例えば財務省というんですかね、そういうほうからの通達といたしますか、指示といたしますか、そういうものの中で、将来的には、そちらのほうの予算が非常に切迫していくと。したがって、国家の補助金等もそちらに集中していきたいと、そういう場合になると、特別交付税、特交についても、今までどおりにはいかないよと、せいぜい1割ぐらいのカットのようなつもりでやってもらいたいという要請があるやに聞いております。

そういう点について、この災害に対する復旧・復興のこの予算の必要性が、地方自治に与える影響も少なからずあるんじゃないかなろうかというのを危惧しているんですが、その点についての情報収集の市長のお考え等があれば、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

まず、私も今回の東日本大震災で犠牲となられました方々に対する哀悼の意を表したいと思いませんし、また深刻な災害に遭われました皆様方に心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

ただいまの御質問でございますが、御指摘のとおり、未曾有の大震災ということでございまして、これから復旧・復興をするには、本当に膨大な予算が必要であるというふうに言われております。被害額は16兆円から25兆円とも言われておりまして、とにかく早く手を打つ必要があるということでございますが、御承知のように、まずは第一次補正予算という形で、国のほうで4兆153億円ほどの手が打たれたわけでございます。今、第二次補正予算をどうするかと、10兆円規模ぐらいになるのかどうかというようなことも言われておりますが、いろいろと議論されているのは御承知のと



おりでございます。

こういう中で、今御指摘がございましたように、まず国のほうから、私ども地方に対して関係のございますことは、今年度の当初の国の公共事業等の予算を地方に配分をする、あるいは国自身が執行をするに当たって、5%ほどは保留をして執行してほしいということが、財務省から各省庁へ要請をされたということでございまして、このことは、少なからず地方のいろんな公共事業関連の予算の配分にも、私は影響してくるだろうというふうに思っております。

現在のところ、郡上市としていろんなもので、とりあえず一次の内定等をいただいたものの中に著しくこちらの予算での期待と違っているものは、とりあえず今までのところはございませんが、今後の二次配分等において、そういうものが出てくる可能性は十分あるということで、注意深く執行してまいりたいというふうに思っております。

それから、ただいまお話のございました心配される交付税でございますけれども、この交付税は、当初は、御承知のように普通交付税と特別交付税の総額での比率を今まで94%対6%であったものを、行く行くは交付税の配分の透明性を図るということで、特別交付税を4%に比重を低めるという形で、23年度は、その過程的な措置として5%、特別交付税を5%に総枠を引き下げるという当初の国の方針でございましたが、震災を受けてからそういう制度的改変は、3年間ほどは見送るということになりました。

したがって、特別交付税そのものの総枠は6%ということでございますが、それにさらに先ほど申し上げました第一次補正予算で、1,200億円ほどの特別交付税の総枠が特例措置としてつけ加わりました。これは、恐らく震災地域に対する配分ということであろうかと思いますが、そういうことで今年度の特別交付税は、総枠が6%という形で据え置かれたのということと同時に、さらに1,200億円、これは特別交付税の約七、八%増ぐらいに相当すると思っておりますけれども、それぐらいが総枠もふやす措置がとられたけども、先般開かれた総務省が、各県の課長を集めて開かれた会議では、これはこういう措置をとったけれども、主としてやはり被災地向けの措置であるので、非被災地、すなわち震災を今回受けなかった地域は、少なくとも特別交付税等については、前年度の10%減は覚悟をしてもらいたいというお話がございましたので、私ども郡上市としても少なくともそれぐらい、さらには雪の降り方等、除雪費等のかかり方ぐあい等においては、さらに平成22年度の実績をかなり下回るということも、当然覚悟をしておかなければならないというふうに今のところ考えております。

(21番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 国に対しては、今言われるような方針が、やや内定的に示されているというふうに思います。地方自治体には、地方自治体のいろいろな都合もございまして、その点につい

ては、郡上市をお預かりいただいている市長におかれましても、いろいろな機会を通じながら、その立場立場で意見等を御表明をいただき、遺憾のない措置を求めていただきたいというふうに思います。

それから、これは、行政的なこととはいささかちょっと趣を異にするんですが、実はこれは、市会議員の議員身分に係ることでございますが、この6月をもちまして議員年金の制度が廃止になりました。これは、合併というその事情を通じながら議員の在職が非常に少なくなってきたと。それに引き合いまして、一方では、支給するこの議員の皆さん方がふえてきたと。そういうのは逆転をしたという現象の中で、尊い基金といいますか、それが枯渇をしたということがはっきりしまして、議会もある面では、同意をしながら、これが廃止ということはもう既に決定をされております。それにつきまして、直接的にはこの市の持ち出し等が発生するというふうに伺っておりますので、今回のこの措置に基づく郡上市の議員年金廃止に伴う市の持ち分の経緯について、従来との比率、それから将来の見通し、そういうものについて簡明に御説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（池田喜八郎君） 池場議会事務局長。

○議会事務局長（池場康晴君） 議員年金につきましては、ただいまお話がございましたように、6月1日をもって廃止となりました。この廃止に伴います経過措置ということで、今まで議員年金のほうを受給していただいている方につきましては、引き続き受給をしていただきますし、それから廃止の時点で、現職の議員さんで、年金の受給資格をお持ちの方、12年以上在職の方につきましても、年金か一時金かいずれかを選択して受給していただくということになってございますし、それから年金の受給資格を満たしていない方につきましては、一時金という形で受給がされるということで現在進んでいるところでございます。

それで、この年金と、それから一時金の支給の財源でございますけれども、今までは、議員さんの掛け金、特別掛け金がございますし、それと、公費負担もございました。それから積立金がございますして、それらを財源にして支給をされとったわけですがけれども、廃止に伴いまして、議員個人の掛け金、特別掛け金がなくなったということがございます。それから積立金も枯渇してきて少なくなってきたということがございまして、これらの財源につきましては、公費負担というような形になるということでございます。

そこで、市町村のそれぞれの負担金ということでございますけれども、5月までは、負担金が標準報酬額の16.5%という形での負担金でございました。それが6月からにつきましては、102.9%ということになりまして、今年度の郡上市の負担金の総額の予算でございますけれども、6,467万6,000円の予算が組んでございます。これを前年と比較しますと、5,261万8,000円の増額ということで5倍強の負担金というようなことでございます。

これはことしの退職の皆さん、年金の受給資格の方、皆さんが、一時金を選択された場合という

ような形で、ちょっと最大の見込みというふうなことで負担金の予算を見込んでいるということでございまして、差額が出た場合につきましては、後年度で精算をしていくというような形になってございます。

それで、今後の見込みということなんですが、一時的に負担金がかかりことしの場合はふえるということがございます。統一地方選もあったというふうなことでふえるわけでございますけれども、全国レベルでの見込みでございますけれども、来年度につきましては、ことしの約72%の見込みということになってございます。それから25年、26年につきましては、約56%ほどの負担金というような見込みでございます。それから27年につきましては、また統一地方選の年でございます、退職される方も多いということで、ことしの約90%の見込みの負担金ということになってございます。28年度からは、一時金を受給される方もなくなるということでございまして、年々減っていくわけでございますけれども、年金の受給者の方の負担金の分ということで、28年から約40%程度の負担金があると思いますけれども、年々年金の受給者が減っていくということで、それぞれの負担金も減ってくるという予算の見込みを持ってございますけれども、最終的に年金の受給者がなくなりますのは、約50年から60年後というような今のところの見込みというところでございます。

ただ、全国レベルでは、ただいま申し上げましたような率で負担金も減っていくということなんですが、それぞれ各市の状況、これは定数と標準報酬額に応じての負担率ということになってまいりますので、他市の状況の中で定数に変更があったり、報酬額に変更があったりしますと、それによって若干影響があるということでございますので、郡上市の負担金の率が全国と同じような比率で減っていくかどうかについて、ちょっと今のところは不確定というような状況でございます。

それから、今の負担金でございますけれども、国の財政措置ということがございまして、普通交付税のほうに算入はされるということになっておるというところでございます。

以上でございます。

(21番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） そういうことで、6,400万円余ということでございますが、これは、ただ郡上市の議員のことだけではございません。やっぱり共済組織でございますので、全国的な中での措置でございますので、この点に関しましては、60年間まだいろいろな意味で続くということでございますけれども、そういう点については、制度改革ということでございますので、できるだけの措置は御協力をお願いしたいというふうに思います。

それでは、時間も大変なくなってまいりましたが、三つ目の点でございます。

この不適正な経理による措置の状況につきましては経緯がございまして、こうした点については、定例会におきまして前回は御指摘がございまして、市のほうが返納の措置をとられたということは

既に周知をされている状況でございます。その点に関しまして、特に加算金部分については、自主返納というそういう立場を表明されまして、取り組まれたという経緯があらうかと思いますが、この回収といえますか、御協力をいただいた状況が予定どおりということであるのかどうか、この点の状況についてお尋ねをしたいと思います。

というのは、現職はもとよりでございますが、この退任をされている部分についても、御協力という形での要請がされているように伺っておりますので、その辺の実情についてお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（池田喜八郎君） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木俊幸君） 今回、不適正経理の会計検査院による指摘といったことで、本当に市民の皆様方に対して、市の信頼性を失ったことということは、非常に重く受けとめております。そうした中で、今ほどお話がございましたように、この部分の補助金返還と、それから加算金の部分につきましていわゆる返納をしたわけでございますけれども、加算金の部分については損失を出したといったことから、職員に返還というよりも、自主返納という形の中でお願いをしたいということで、このお話を進めさせていただきました。

もちろん、現職の職員を中心に行いましたけれども、当時かかわった職員の過去の退職者の方々も含めましてお願いをいたしたところでございますが、一応6月10日現在では、集まったお金が437万4,000円という形でございますが、先ほどお話がございましたように、目標といたしております金額は637万4,000円ほどということでございまして、これは、いわゆる現職職員については7月15日を目標にいたしております。というのは、やはりたとえどのような金額にしる、部長級にあつては4万円とか3万円というのは、一応これは目標基準でございますけれども、定めている関係がございまして、ボーナス時期まで待ってほしいというような要望もございましたし、退職者の中には、今現在職業についていないので、6月なり7月10日ぐらいということを行っていますけれども、その辺も含めた関係がございまして、その辺の関係でありますので、何とか目標の期限までには目標値に近い数字になってくるんじゃないかならうかと思っております。

ちなみに、437万円のうち、いわゆるこの細かい数字を上げているのは、振り込み手数料は、原則その部分から引いておりますので、その辺だけは御了解をいただきたいと思っております。

(21番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 当然OBもいろいろございまして、職員さんもございますし、これは当然特別職もあるわけですね。その点については、御協力が例えば済んでいるのか、ただいまのように未収の部分が、仮に未収という言い方は悪いんですけども、その辺については、できれば明確に御答弁をいただきたいと。

○議長（池田喜八郎君） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木俊幸君） 特別職を含めまして、退職者につきましては、当時の前市長と副市長、それから第1期、いわゆるその合併時の所長を中心に集まりましてその対策を練りました。

その関係もございまして、その人たちを中心にして集めるということになりまして、現在のところ、もちろん三役が見えたわけでございますけれども、これは、勤務の関係等々のこともございますので、その辺も踏まえながら勘案し集めておりますが、すべての方々からは集まっておりませんが、もちろんこの所長が集めて、6月末までに入れるという約束等々もございまして、まだ明確ではありませんけれども、前市長からはいただいております。

（21番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 時間がありませんが、これは公平・公正ということはよく言われますが、私がこれを思うには、職員さんもいろいろレベルがあるというふうに思います。集められる予定金額はそれなりに当然目標を持たないとこれは集まりませんので、それは結構だというふうに思うんですが、ただ職員さんのこの協力付加される相手というのは、例えば係長、あるいは課長、部長、いろいろ職がありますね。その点については、やはり関与の度合いも非常に低いレベルの職員もおると思うんですよ。その部分まで例えば要請が強いといろいろこの難しいこともあろうというふうに思われますので、その辺はできるだけ責任のある重い方のほうからなるべくこの御協力をいただいて、軽微な権限しか持たなかった当時の係長クラスまで寄せているというふうなことは、酷な部分が私はあると思うので、その辺の調整というか非常に難しいんですが、御協力をいただいて、適切に処理をいただくように要望しておきます。

それから、最後というか、いわゆるこれは私がなぜ必要に言うかということ、例の18年のときに県に大変大きな事件がございまして、これにまつわるその経緯の中で、当該市町村においても非常に細かい調査をし、結果も報告されておりますが、その当時としては、調査の結果、遺憾な点は存在しなかったという趣旨で御答弁をされているんです。市民もそのように受けとめておった。ところが、にもかかわらず、というのがその後発生したということは、当時のいかなる調査をし、結論を出されたかというのについては、大変私は遺憾な点があったということを思いまして、その部分の責任も含めて措置をしていただきたいというふうに要望しておきますので、その点はよろしく願いしたいと。

特にそうした点については、あの当時、私が質問をした中で、公益通報制度というのは法律改正になりまして、18年4月1日から発行しているわけでございますから、その細かいマニュアルについては、検討中と御答弁にあったので、その経緯について御報告を求めたいというふうに思います。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） ただいまの御指摘のように、ちょうど当時、平成18年4月1日に、この公益通報者保護法というものが施行されたわけでございます。郡上市におきましては、明けて平成19年4月1日付で要綱を施行しております。

現在ですけれども、以降4年経っておりますが、毎月といいますか、定例のこの委員会というものを開催しております。構成メンバーにつきましては、副市長が委員長でございます。私が副委員長ということで、産業部門、あるいは消防、あるいは病院とこうした部門の担当部長を入れまして、現在8名で構成をしております、ことしも5月2日の日に開催をしております。

また、この趣旨がしっかり職員に広く徹底できますようにということで、デスクネッツという全職員にわたる、あるいはそれのないところにつきましては上司から部下に伝えるという形で、いわゆるマニュアルといいますか、その手引きにつきましても周知をしておるところでございます。

また、公益通報につきましては、市の広報5月号に情報提供をさせていただいておりますし、インターネットでも提供しておりますが、現在のところこの該当する通報件数はゼロということであり、ます。適正な執行・運営に努めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（21番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） どうもありがとうございました。

通報制度については、これは趣旨は、労働者の一つの権利として内部的に告発をすると、そのことに対する不利益は与えないという趣旨でございます、そういう制度は未然に防止するという意味でございますから、有効に活用していただけるように特段のお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で金子智孝君の質問を終了いたします。

---

#### ◇ 上 田 謙 市 君

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、11番 上田謙市君の質問を許可いたします。

11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、郡上市の地域防災計画における地震対策の取り組みについて、お尋ねをいたします。

去る3月11日に発生いたしました東日本大震災は、大地震に加えて、津波の襲来と原発事故が複合し、これまで私たちが経験したことがない大きな被害をもたらしております。

現在、自衛隊や民間ボランティアの多くの皆さんによる懸命な復旧活動が続けられています。郡

上市では、震災直後の消防士、医師、保健師の方々の派遣に続き、今回3人の職員が2カ月交代で被災地に赴いてくれることになりましたし、被災地を尋ねて献身的な支援活動をされた市民がおられるということも、広報等で承知をいたしております。心から敬意を表したいと思います。

さて、文部科学省の地震研究推進本部の発表によりますと、今後30年以内に、マグニチュード8程度の東海地震が発生する可能性は87%であると予測され、郡上市への影響も懸念されております。郡上市の地域防災計画によりますと、想定される地震の一つに、高山・大原断層帯による地震があり、市内の8割の地域で震度6強から6弱の揺れが予測されており、市内の北東部では震度7の強い揺れも予測されています。

さらに、平成16年8月に、地震調査委員会が発表した報告によりますと、郡上市内には、長良川上流断層帯が分布しており、被害想定は今後の調査を待たなければなりません、一たびそうした活動が起きた場合に、郡上市に未曾有の被害を及ぼす可能性が大きく、万全の備えが必要であるというふうに地震調査委員会は警告をしております。郡上市の地域防災計画では、そのような予測と、郡上市における自然や社会的な条件のもとでの震災対策への対応が重要であることが指摘されておまして、地域ぐるみの防災体制の確立が大きな課題になっております。

私は、地域ぐるみの防災体制を支える大きな力は、地域住民の皆さんと、そして事業所の皆さんなどによる自主防災組織であり、その組織の整備と機動力を高めていくことが大事であると考えます。日置市長も本年度の施政方針の中で、自主防衛組織の充実のための研修会の開催や毛布の備蓄をはじめ云々というような自主防災組織が担う重要性を市民に訴えられております。

そこで質問に入りますが、地域住民、事業所などの自主防災組織の現状と育成強化へ向けての今後の課題と対策をどのように考えておられるか。さらにもう1点、3月26日の新聞報道によりますと、古田岐阜県知事は、東日本大震災を受けて、県が現在策定作業を進めております県地震防災行動計画の見直しを指示したというふうに報道されておりますけれども、郡上市においても、今回の大震災によって、市の地域防災計画における特に震災対策などを見直す必要があるのかどうか、見直すとしたらどのような点がポイントになるのか、日置市長にお尋ねをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

ただいま御指摘がございましたように、今回の大震災を受けまして、私ども郡上市におきましても、先ほど来、お話のございました支援活動はもとよりでございますが、まず足元の自分たちの地域の防災ということをしっかり考える必要があるというふうに思っておるところでございます。

御指摘がございましたように、私ども郡上市の地域防災計画の中に、第2編の一般対策編、第1章、災害予防計画の第2節という形で、この自主防災組織の育成と強化という項目を4ページほ

ど費やしまして、その重要性と基本的な考え方を述べておるところでございます。

郡上市におきましては、現在、自治会を一つの母体としてつくられておりますので、全部で212の自主防災組織をされているところでございます。これまでのいろいろな地域の皆さんの御努力もございまして、この212の自主防災組織としては構成をされているわけでございますが、問題は、確かにいざというときに本当に適切な行動ができるのか、機動力を発揮できるのかということでございます。そういう心配がございますので、市といたしましては、昨年度も市の南部・北部に分けまして、この自主防災組織の会長さんにお集まりをいただきまして、具体的にそれぞれの皆さんの地域で、こういう災害、風水害であることもありましょ、地震災害であることもありましょ。あるいは大規模な火災ということもあるかもしれませんが、そうした災害を想定して、具体的にそういうことが起こったときにどうするかと、そして、その役割分担をどうするかというようなことについての言わばそれぞれの自主防災組織ごとの言わばマニュアルといえますか、そういうようなものを皆さんで相談をしてくださると、そしてそれを共有してくださいと、そしてそういうことに基づいて、日ごろから訓練をしていただきたいと、こういうことをお願いをしておるところでございます。こうした努力を今後とも続けていかなければならないというふうに思っておるところでございます。

また、こうした自主防災組織というものが、円滑に動くその基本は何かということを考えますと、やはり私はこの郡上市内にたくさんある集落とか地区とかといった、そういうコミュニティーのやっぱり人と人の関係、つながりということであろうかというふうに思います。そうしたことの補助にもしたいというような思いで、これまでも集落総点検の作業をやっていただいたり、あるいはことは、自治会等のそうした組織の強化というようなこともモデル事業としてやっておりますが、こういった今年度、例えば1地区10万円で、地域のコミュニティーの強化というようなモデル事業を始めましたが、こうしたこともやはり、その眼目の大きな一つにそういう防災ということをやったりテーマに据えて、地域の見直しをやってもらえればというふうに思っているところでございます。

それから、ただいまお話がございましたが、県でもこの県の防災計画の見直しを知事が指示をされたということでございますが、私も郡上市の防災計画というものを改めて読み返しまして、やはり町民において、職員の皆さんに至急この郡上市の防災計画というものも見直しをしようではないかと、してくれということで指示をしているところでございます。

やはり、その見直しの眼目は、一つは、いろんなことを先ほども例にございました高山・大原断層層であるとか、あるいは長良川上流断層群であるとかいろんなことがございますが、今回東日本で起きたほどの広域の果たして大震災というところまで、予測をしていたかどうかというようなことで、そうしますと、従来は、例えば郡上市が災害を受けても、すぐ近隣からも救助の手が差し伸べられるというようなある程度想定というものがあつたかと思いますが、それが例えば相当広域にわ



たつてその被害を受けると、今回のようなケースになりますと、郡上市において相当そういう自衛の力を相当持たなければならないと、何日間かですね。従来よりもというような、そういう想定についての適切性、それに対する備えというようなものも考えなくちゃいけないと思いますし、それから、やはり地域防災計画をその仔細に点検をいたしますと、果たしていざというときに、これですぐ動けるかという具体性なり、あるいは問題をちゃんと突き詰めてあるかどうかといったようなことについては、いま一度見直しをする必要があるということで、私も庁議において、例えば地域防災計画の中にやや抽象的にとどまっているようなところはないかと、あるいはこれこれするものとするを書いてあるけれども、それがちゃんと準備してあるかといったようなことについて、点検をするように指示をいたしました。

そういうことで、地域防災計画は、早速今事務的には取りかかっておりますが、年内を目途に郡上市の防災計画も見直したいということで、先般の補正予算におきましても、地域防災会議の開催回数を、従来は年1回でございましたが、あと2回ほどふやすというような形での予算もお願いしたところでございます。いずれにいたしましても、今回の東日本大震災のあの大きな災害を教訓として、早速私ども郡上市においても、そうした見直しを進めてまいりたいというふうに思っています。

(11番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 私も市長と同じように思います。自主防災組織を充実させるということは、自治会であるとか、自治会の活動が活発になるというようなことが必要で、やっぱり表裏一体といえますか、表も裏も一体というような関係にあるというふうに考えます。

それで、今市長が言われたように、今般、これはホームページからダウンロードして印刷したものです。郡上市自治会等市民組織活発化方針、まだ案でいろんな意見をこれから市民の方にもらうというふうなことでございましてけれども、そういうこうした方針が推進をされて、地域のきずなである地域コミュニティーが再生をするというようなことを、そのための成果が上がることを望んでおります。

そしてもう1点、市長にお尋ねをするんですが、今回の震災では、想定外のことが起こったんやというような言葉が非常に印象的であります。要するに有事における危機管理、この危機管理の思想が余りにも希薄で、取り組み方が形式的であったのではないかと、それまでのその訓練でありいろんなことが形式的であったのではないかとというふうに思っております。

そうしたことの反省に立つと、郡上市の今後の防災対策をより万全にするためには、危機管理の重要性という観点から、その方面の専門家に、例えば参与であるとか、しかるべき職についていただいて、就任していただいて、その専門家の指導を受けながら、防災計画の見直しを進めるという

ふうなことも大事なことではないかというふうに思いますが、これは通告した質問でないので恐縮ですけれども、市長の率直なお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。確かに御指摘がございましたように、この地域防災計画等を読んでみましても、郡上市に何か事が起こったときは、郡上市長は、その場における一切の責任を一身に背負うという大変な重責を担わなければならないということでございまして、果たしてそうしたことができるだろうかということのみずから省みますと、やはりどうしてもきちっとした効果的な補佐機能というものが必要であろうかというふうに思います。

このことは、この前、東京でございましたある話を聞く機会がございましたときに、片山総務大臣がやはり、自分が鳥取県知事になったときに、鳥取県において、寝ても覚めてもとにかく24時間365日、鳥取県の危機管理ということを考えてくれている職員はだれがおるかということ突き詰めてみると、消防防災課の防災係長が一番トップだというようなことで、これその係長が悪いというわけではありませんけれども、やはりもっと個々の体制を整えるべきであるということで、言わば防災官という部長級の職を設けたということをお話をされておりましたけれども、やはりこうした郡上市という市と言えども、やはりそうしたことも今後必要かというふうに思います。

問題は、適切な人材が得られるかどうかということでもあるかと思いますが、私もその点は念頭から離れないわけでありますので、十分今後検討してまいりたいというふうに思います。

（11番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） ありがとうございます。よろしく願いをいたしたいと思います。

そしてもう1点は、この災害時における市議会の役割と責任を今後明確にしていくということも、課題の一つとして大事なことではないかというふうに考えております。政治の最も基本的な使命は、国民の、郡上でいいますと、市民の皆さんの命と暮らしを守ることであると言われておりますので、私たち議員もその使命を全うできるように、災害時での市議会のあり方であるとか、行政と議会の協力関係のあり方であるとかというふうなことを、今後研究していかなければならないというふうに個人的には思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、教育長にお尋ねをいたします。

これは新聞記事からの引用ですのであれですが、その記事によりますと、今回の大震災で、岩手県のある保育園では、園舎が津波で流されたけれども、園児も職員も全員が無事だったと、その保育園では、毎月地震や津波を想定した避難訓練をして有事に備えていたとありました。

もう一つの事実として、ある町では、昭和三陸地震の津波を忘れまいと、地震のあった3月3日には、毎年避難訓練をしておったが、ある集落では、ことしの参加者は、住民300名のうち、たっ

たの4名であったと、その8日後に津波に襲われ、少なくとも30名以上の方が亡くなったとのこと  
であります。

そして、記事では、防災の専門家が、「日ごろの防災意識が、いざというときに役立つことを証明した」というふうに防災教育を実践することの必要性を指摘しております。そうしたことから、  
有事の際、命を守るためには、子どものときから防災思想の周知と震災教育の充実実践が最も大切  
であるということを痛感いたしました。

そこで、お尋ねしますが、郡上市内の児童生徒への地震防災教育の現状と今後の課題をどのよう  
にお考えになっておられるか。そして防災計画によりますと、公立小・中学校は、避難所の順位と  
しての筆頭に位置づけられておりますけれども、緊急時における小・中学校の対応等の整備状況は、  
どのようなのか、お尋ねをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） それでは、防災教育の取り組みの状況と今後の課題についてと、それから  
公立の小・中学校の避難所としての整備状況の二つについて、お答えをしたいと思います。

防災教育につきましては、社会科ですとか、あるいは保健体育で自然災害から、こういった恐ろ  
しさがあるのかといったことについて、具体的なそういう危険を学ぶということと、安全なその避  
難についての命を守る守り方等について、知識とか、あるいは理解の状況として学ぶという側面  
と、それから具体的な避難の仕方を体験を通して身につける避難訓練とに分かれますけれども、避  
難訓練を中心お答えをしたいと思いますけれども、児童生徒の避難訓練と、それから教職員の避難  
訓練、そして研修がありますが、特に年間の避難訓練につきましては、小・中学校、およそどこも  
2回から3回程度の実施をしております。火災、それから地震、そして地震に伴う火災、また不審  
者の侵入、そういったことを想定しておりますけれども、最も市内の小・中学校で多いのは、年間  
3回を実施しているところで、小学校でいいますと22校中14校ありますし、中学校ですと8校中  
6校あります。

避難訓練の想定ですが、授業中に発生をした場合、それから授業以外に発生をした場合、また雪  
が多く積もっているとき、それから大雨のとき、さらには保護者への引き渡しの場合というように、  
幾つかの想定をして避難訓練をしております。教職員の訓練、あるいは研修につきましては、防災  
計画を理解することですとか、あるいは救急法の講習、こういったものがその内容となっております。

そこで、避難訓練につきまして、今後の課題として上げられますことですが、およそ4点  
ほどありますが、登下校、それから校外での活動時など、起こり得る場合をできるだけ多様に考え  
て、そうしたときに場合に合った避難の方法をできるだけ具体的に細かくしていくということが、  
一つは課題になっているというふうに思います。

それからもう1点は、児童生徒の避難用のずきん、防災ずきんですね、そうしたものでとか、あるいは教職員の防災ヘルメットを整備すること。3点目には、発達の段階に応じて、自分で考え判断をして行動する力を身につける、こうしたことを積み重ねていくこと。さらに4点目には、避難方法のより具体的なマニュアル、それから保護者等への連絡について、確実にできるようなそうした連絡網等をもう一回きちんと教室等に整備をすると、こうしたことが今後の課題として上げられると思います。

それから、2点目の御質問の公立小・中学校の避難所としての整備状況ですけれども、東日本大震災の状況を見ますと、一時的な避難所として、やはり学校が大変大きな役割を果たしたように思いますし、それぞれ避難所で緊急的に社会が形成されるわけですから、そうした社会の中でのリーダーシップを発揮した教職員の役割ですとか、あるいは児童生徒、特に中学生、高校生のボランティアの活動といったことが、避難所等の機能をより充実させたといえますか、効果を上げてきたというふうに思いますので、とりわけ避難所としての学校施設の役割と、それから教職員の役割が大変大きいというふうに考えております。

そういう意味から、市内の小・中学校の避難所としての整備状況ですけれども、現在避難所として指定されている小学校は、22校中18校あります。そして、中学校は8校中7校ありますが、避難所として今指定をされている合計25校の場合、住民の皆さんがこう避難をされてきたときに、教職員がどう対応すればいいか、そういうマニュアルがきちんと作成されている学校は21校あります。

一方、その作成はされているんだけど、まだ十分でないということで、見直しが必要であったり、さらに今後作成をするという学校は15校ありますから、こうした事情を考えるとまだまだ不十分と言わざるを得ない。とりわけ避難場所である学校と市役所、それから消防・警察というその関係機関との連絡につきましては、まだまだ解決しなければならない課題がたくさんあるかと思えます。そういう意味で、早急に避難場所としての整備を図っていく必要があるかと思えます。

その際に、避難場所として今後整備しなければならない課題として上げられますことですが、一つは、避難場所としての運営組織、それから体制・役割の分担、こうしたことをまず明確にすること。それから、学校施設の避難場所の割り振り、施設の利用の計画を作成をすること。3点目には、市役所、それから警察、または消防自治会等との連絡、あるいは協力の体制を明確にすること。4点目として、避難所としての設備、それから備品の整備をすること。5点目として、避難者が生活される場合のその避難者の名簿を、これは情報の管理を含めてきちんとしっかりしていくということが課題として上げられますし、最後にいろいろな団体と連携した避難場所としての訓練をやっていく必要があると。こうしたことを総務部等とこれから連携をとったり、あるいは各小・中学校と連携をとったりしながら、早急に整備を進めていきたいというふうに考えております。

(11番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 「備えあれば憂いなし」というようなことわざもあります。どうか子どもたちへの防災教育とあわせて、学校の職員の皆さんの地域防災力というふうなものの向上を図るための御努力を引き続きよろしくお願いをいたします。

次に、市内地域商業活性化の方策についてお尋ねをいたします。

昨年3月、「郡上市商工振興ビジョン」が策定をされました。近年の郡上市における商業は、卸売業、小売業の事業所数と年間商品販売額が、ともに減少傾向にあるようであります。

事業所へのアンケート調査によりますと、郡上市における各地域の商店街の新方策は、他の商業・工業振興施策と比較すると、事業者の満足度が低い反面、施策としての重要度が高いという意識であります。その結果から、事業者が今後要求したい施策として、各地域の商店街の振興が重点改善分野のトップに位置づけられております。そして、商工振興ビジョンでは、まちなか繁盛店づくり支援事業を主要事業の一つとして5年間の計画で推進することになっておりますので、十分な成果が得られるように期待するところであります。

さて、昨年、郡上市商工会では、今後の地域商業のあるべき方向を見出す目的で、地域商業活性化調査研究委員会が設置されました。委員会では、消費者である市民の皆様を対象にアンケート調査等を実施して、市内の商店街や小売店舗の活性化につなげるための調査研究を進め、ことしの3月、地域商業活性化調査研究事業報告書、こうした報告書ですが、としてまとめられました。

この報告書では、消費者の詳細な買い物動向と郡上市の地域商業活性化の施策と題する多くの提言と提案が盛り込まれております。時間の関係でその内容を紹介することはできませんけれども、葦島商工観光部長は、この報告書の内容をどのように評価しているか、そして報告書で提案された活性化策をどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

時間の関係で質問を先にまとめさせていただきます。

報告書では、商業活性化のために商業者自身にも意識改革の必要性を説いておりまして、店主たちの意識改革プログラムとして数々の提案をいたしておりますが、活性化のための施策として、必要なのは地域ぐるみの教育であり運動であるという見出しの提言があります。

内容を原文のまま一部紹介いたしますと、「これまで商業には、自由競争の建前から公的機関である行政が介入したり、教育現場で子どもたちに地域の商店を利用するよう教えることは、そぐわないと見られがちだった。しかし、地域商業が持続しなければ、買い物弱者の高齢者を中心に暮らしにくい地域社会になり、人口流出に歯どめがかからない。加えて市民の消費の多くが市外に流出してしまえば、税収が減り、ただでさえ苦しい市財政は、より困窮することになる。対極的観点に立てば、行政が今地域商業への肩入れを行わず、手をこまねけば、二重三重に地域社会の首を絞めるのである。求められるのは、行政にしかできない教育である。地域市内の商店を利用する意義を

小学生から副読本で教育するのである。小学生からはじめ、中学、高校、成人といったぐあいに次々と、地域、市内の商店を利用しないと、地域社会が持続できない旨の教育を繰り返す行うのである」として、暮らしやすい地域社会の存続のために、地域に商業が、そして商店が存在する意義を小学生のときから教育することを提言いたしております。

そこで、教育長にお尋ねをいたします。現在、子どもたちの総合学習や体験学習などの授業では、地域の商業をテーマとして、どのような学校教育がなされているのか。そして、ただいま読み上げました報告書の提言については、どのようなお考えというか御感想をお持ちだろうか、お尋ねをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 葦島商工観光部長。

○商工観光部長（葦島由実君） ただいまの前段の部分についてお答えをさせていただきます。

地域商業活性化調査ですが、商工会の事業として、22年度、専門家も招き、市の商工行政も参画をしまして調査をいたしました。市民のそうした消費意識、あるいは動向についての調査ということで、18ページに及ぶ非常に膨大なアンケートでしたが、それを実施しまして、845人という多くの方からの回答を得まして、それを分析、そして提言にまとめたということでございます。こうした104ページに及ぶ報告書にまとめられております。

端的に申しますと、その評価はということですが、非常にその実態を綿密に調査分析をしまして、商品区分ごとに消費者の心理、一般の商店の位置づけ、それから大型店、量販店の占める割合、いろんなところが客観的に浮き彫りにされているということでございます。

また、その傾向と申しますと、既存の個人商店さん、だんだん商圈が次第に衰退と申しますか、縮小してきていまして、そのシェアが低下している。一方、大型店、量販店の占める割合が少しずつ大きくなり、また他方では、その消費の市外への流出が歯どめがかからないと申しますか、非常に特に若い世代等を中心にして市外流出が進んでいるというふうな状況でございます。

一、二、申し上げますと、例えば洗剤ですが、市内の個人のお店で占める割合が5.7%、また風邪薬ですと12.1%、肉・魚ですと9.1%、長靴ですと26.8%、よそ行きの衣類になりますと9.6%というようなことで、市内の個人商店の占める割合が非常に小さくなってきているという実態がはっきりと出ております。

提言の中では、これからの生き残り策はどうかということですが、ヒントとなる言葉としましては、ライバル店にできないことをするのが、そのビジネス、成功の秘訣であるということでございます。品揃えにおいてもそうですし、そうした大きな店と差別化を図るということが大事であろう。またお客様とのコミュニケーションをしっかりととり、接客サービスをする中で、アフターサービスも含めてしっかりとその固定客を確保するということが大事だということが提言されております。

さらに言いますと、市内には約40%くらい、この買い物ということに割と全然関心のない人があ

るといふことなので、そこをしっかりともう少し取り込む必要もあろうと。個人商店でもいろいろな売り出しセールスを、また商店街でもいろんなイベントを含めて、いろんな催しで消費者の関心を高めていくことが大事だと。また一方では、子どものときから、消費者教育は大切であろうといふことの力説をされております。

今後でございますが、商工会と、それから市の商工行政と一体となりまして、23年度からは、その商店主さん、あるいは商店街さんにその意識とか実態、そこへ入って行って、いろいろと調査し、やりとりをしながら、今後の方策を立案・計画しながら、できるものから進めていきたいと考えております。

また、一方では、行政として消費者教育ということで、どういうことができるのか、いま一度考え直してみたいと思っております。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） 私も報告書を読ませていただきました。それで、その一番主な内容として私としてとらえたのは、商店街、それから商工会が中心となって、商業努力や、それから商業の地域貢献、こうしたことが理解が図られるように地域社会に働きかけることであるということが、この内容の中心になっていたように思います。

そういう意味から、具体的に消費者教育プログラムとして、商品知識の提供、それから地域社会貢献の理解、さらに中高生のための商業体験機会の提供、それから商品や営業の工夫などの学習講座といったことが、消費者教育のプログラムとして盛り込まれておりました。

現在、学校のほうで行われているいわゆるその商業にかかわる学習ですけども、主として、社会科等、あるいは総合的な学習が中心なんですけど、かつては、営業の努力ですとか、あるいは販売の工夫といったことにウエートが置かれておりましたけれども、ごく最近の方向としては、商店が地域に果たす役割といったものも学習をする内容になっております。

現在、商工会、あるいは商店街等で行われています、例えば朝市ですとか、あるいは通りをライトアップするですとか、あるいは祭礼に協力する、あるいはスポーツ活動や文化活動の講演といったようなそうした事例を見ますと、商工会、あるいは商店街の皆さん方も、その地域貢献に対して積極的に役割を果たしてお見えのように私は受け取ります。

そういう状況を考えますと、今後の学校の学習の内容に取り入れる要素は、大変多いというふうに思います。そういう意味で、商工会、あるいは商店街の皆さん方が、地域貢献としてこうした具体的な取り組みをしているといったような情報をできるだけ積極的に発信をしていただくと、そのことを学校の教科の学習、あるいは総合的な学習で利用するということが、それこそその地域ぐるみの消費者教育の一環になるんじゃないかというふうに考えております。

(11番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 時間のないところをお答えいただきまして、まことにありがとうございます。

美濃市では、今年度の新規事業として、新規ふれあい商店支援事業という制度が導入をされたようであります。これは、日常の買い物が困難な高齢者の皆さんなどの生活を支えるために、市民の生活を守るために、食料品等を販売する商店に対して、販売用設備の導入経費を補助するという、そして商店の活性化を図るといような制度のようであります。

郡上市においても、昨年は、市から補助金をいただいて、商工会としてはプレミアム商品券の発行をいたしましたけれども、こうしたことも市内の商業を支援していただいている施策の一つだというふうに理解をいたしております。

そして、今回紹介いたしましたこの報告書の提言、そして提案が、郡上市の今後の商業施策として活用されるとともに、市内事業者の一層の努力と、先ほど部長からお話がありましたけれども、消費者である市民の皆さんの地域商業を残そうというそうした立派なポリシーによって、市内の地域商業が活性化に向かって進むことを期待しております。

もう1点、市長にお尋ねする質問が残っておりますので、簡略に質問をします。

コンベンション機能を持つ市内では、有能な施設として利用されているホテル「積翠園」がございまして、経営不振で閉鎖になるのではないかとというふうにうわさをされておりましたが、今般、郡上地域活性化協議会の皆さんが、支援を実施されまして、経営陣も一新されて経営も継続することとございまして。

その経営陣の中に日置市長のお名前もございまして。取締役として就任されておるわけですが、その経緯と、役員としての今後の抱負というふうなものをお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えいたします。

ホテル「積翠園」を経営しております奥濃飛白山観光株式会社という会社でございますけれども、私が取締役に就任をしている経緯でございますが、この会社は、これまで第三セクター、出資比率は非常に少ないんですが、郡上郡7カ町村、また当初は、荘川村、白川村といったところからも出資を仰いで、会社が構成をされておりました。

そういう経緯から、これまでも合併前も、町村長のうちの特に出資の多い八幡町長、それから高鷲村長、白鳥町長、この3名が、確認できるだけでも、平成13年度以来も確認しても、ずっと連続して取締役に就任をしておりました。これが郡上市に合併してからは、前市長が取締役に就任をしておられましたので、私もそれを踏襲する形で取締役に就任をしておりまして、今回新たに就



任をしたのではなくて、そうした経緯の中で、郡上市長として、株主として、この会社の取締役就任をしているのは、継続をしたということで、今回私は、新たに取締役に選任されたのではなくて、私の任期もまだ残っておりまして、後の方が入れかわられたということでございます。

御承知のような形に経営陣が一新をされましたので、私といたしましては、株主としても、あるいはまた市としてこの貴重な場所でございますコンベンション機能等を持っている施設が何とか持続可能なように努力をしてみたいというふうに思っているところでございまして、今般、私有地の無償貸し付け等につきましても議案を提出しておりますが、これは株主としてのそういうことと、やはり地域のコンベンション機能を今後とも継続させたいという思いの中で提案をさせていただいているところでございます。

(「どうもありがとうございました」と11番議員の声あり)

○議長(池田喜八郎君) 以上で上田謙市君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は、11時5分を予定をいたします。

(午前10時54分)

---

○議長(池田喜八郎君) 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

(午前11時05分)

---

#### ◇ 渡 辺 友 三 君

○議長(池田喜八郎君) 静粛をお願いをいたします。14番 渡辺友三君の質問を許可いたします。

14番 渡辺友三君。

○14番(渡辺友三君) おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきますが、もう既に質問が一部かぶってしまいまして、答弁をいただいておりますので、一部省略をさせていただきますながら通告に従いまして進めさせていただきますので、よろしくをお願いをいたします。

まず災害時への体制強化ということにつきまして、御質問を申し上げるところでございますが、先ほど来、出ておりますように、3月11日に発生しました東日本大震災、早くも3カ月が経ち、いまだに行方不明の方、8,000人ほどを数え、また死亡された方も1万5,400人以上ということで大変な災害でございます。

復旧・復興のめどすら、未だ立っていないような不安の状況の中ではございますけれども、お亡くなりになられました御家族、また今も不安な状況の中で災害に遭われております御家族に対しましても、一日でも早く安定して安心した生活ができますよう、そんな環境になりますことを心よりお祈り申し上げます。

まず1点目の質問でありますけれども、通告では、福井県原発群被災の場合が郡上にとって心配であるというふうな項目にしておりますが、福島原発は、地震と津波に追い討ちをかけまして、たとえその地震と津波で助かっても、財産を奪い去り、事故全体がいまだに不明な原発事故でございます。人災とも指摘されるような災害であり、そんな中で政府は情報網がまだ不十分なままでの浜岡原発の運転を停止の処置がとられております。中部電力の管内に住みます私どもも、当然節電等によりまして、それぞれが努力をし、少しでも電力消費の協力を余儀なくされておるところでございます。また市長におかれましては、議会当日のあいさつの中で、市としても節電の対応策を考えていくとの御発言がございました。

また、関西電力からの中電への電力供給も大変難しくなっているというような報道もございますが、計画停電など起こらないように、この夏を迎えまして消費者としてそんな取り組みが本当に必要になってくるのではないかとこのように思っておりますが、そんな中で、郡上市にとって原発事故の本当に一番恐怖と申しますか、心配しなくてはならない発電所は、関西電力の原発が多くあります福井県若狭湾周辺原発でないかと思っております。敦賀、美浜、大井町、そして高浜の原発群と、そして北陸電力の石川県の志賀原発、そのようなものが多く建設されておまして、俗に言う原発銀座だというようなことも言われております。

そんなところでの事故が発生しますと、この春先の中国大陸からの黄砂の流れ、また天気図からも読み取れるように、気流の流れ、また地形から考えましても、1年の大半を福井県下での風下にいる我々は、この点を本当に心配しなければならないのではないかとこのように思っております。

そんな中で、関西電力におかれては、若狭湾には、海溝型のプレートはない、それで津波の発生も想定はしていないということで、地震が起きても、これはすべて内陸型であるというような見解のようでございます。津波の高さも74センチから、そして2メートルぐらいと、そして発生の震源地は岐阜県であるというようなそんな想定もされておるようでございます。これを先日、美浜町議会にそのような資料を配付をされているというふうなことも、インターネットで見ますと書いてございます。

今、今回のこの東日本大震災、先ほども出ておりましたけれども、想定外という言葉が本当に使われております。こんなことを考えますと、決してこれまで本当に想定をされておったことが、ほとんど充てにできないこの自然界の状況等を考えても、そんなまるで一からの出直しということになるのではないかとこのように思っております。

ちなみに、この今、敦賀、また美浜等の原発から、この郡上の庁舎までの距離ですけれども、敦賀の発電所からは85.5キロ、これはここを中心としておりますので、郡上でももっと20キロほど近いところもございましてけれども、85.5キロで、郡上までその事故があつてから、放射性の雲が達成するまでに23.5時間と、美浜においても90.6キロで、25時間20分というふうなことでございます。

そしてまた、もんじゅ等もごさいますが、そこでは、ここからでは、87.4キロで、24時間、まるきり1日で達成するというようなことをごさいますが、浜岡の原発からだと165.1キロで、ここからだと、45時間以上というふうなことをごさいしますので、やはりこの福井県の原発群での事故というものが、この郡上に与える影響が一番大きなのではないかなというふうに本当に危惧をしているところでありまして、福島原発においては、政府や、また東電の情報・伝達不備によりまして、初期の対応不備があり、被害が拡大されたのではないかなというそんなような指摘もされておりますけれども、このあつてはならない原発におきます事故、緊急事態につきまして、市民の安心と安全を確保のために、緊急の情報の収集ですとか、また今回のこの地震災害の教訓、多方面にわたります市民の生活財産を奪い、健康を脅かすようなこの原発事故への対策、どのようになっているのかなというふうなことを、過剰かもしれませんが、ちょっと心配をするところをごさいますが、市長のお考えをお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（池田喜八郎君） 渡辺友三君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） 今回の福島第一原発の地震・津波による損傷、それに伴ういろんな災害の状況を見ますと、本当に郡上市におきましても、日ごろから普段の生活で原子力発電所というものを目にしているわけではないものですから、つついそういう意味での意識が薄いという点は否めないわけをごさいますが、御指摘がございましたように、福井県は、全国でも有数の随一の原発立地県でもあり、また御指摘のように、敦賀原発等につきましては、郡上市も70キロ、80キロというような位置にあるわけをごさいまして、例えば200キロ、福島第一原発から離れていた東京都でさえ、いろいろと飲み水等について、一時でございまして、いろいろと、特に1歳未満の赤ちゃんに対する健康被害と、そういうものが心配をされたような状況をごさいまして、決して郡上市としても安閑としておられるわけではないということをごさいます。

今回、浜岡原発について、政府の要請によって中電が運転を停止されたわけをごさいますが、他の原発は一体どうなんだと、本当に安全なのかどうかということをごさいまして、他のところはとめないと言われても、確かに安心できないという面があるわけをごさいます。

先日行われました全国市長会におきましても、この原子力発電の安全性については、緊急決議がされまして、要するに何か一たん事があつたときに、原発をとめる、冷やす、閉じ込めると、この三つが確実に行われるように、現在立地をしている原発について、早急に政府の手を打ってほしいということを要望したわけをごさいます。

まずは、やはり郡上市としても、もちろん個々の対策はございまして、この原子力行政を司っております大もとにおける国において、しっかりもう一度原子力発電のあり方というものを点検していただき、それについての安全策を講じていただくことが第一かなというふうに思っております。

郡上市におきましては、やはりそういう国に対する要望をしながら、これまたできることは、していかなければいけないという問題がございまして、今般提出をしてお認めをいただきました補正予算の中で、まずは携帯式ではありますが、かなり精密な放射線の測定機器を2台購入をしたいと、消防においてそれを使うつもりでございまして、そうしたこと。

あるいは先ほど申し上げましたように、郡上市は、今までの防災対策の中で、これだけ森と水の地域でございまして、まず水について、それほどの心配をしなくてもいいのではないかとは思っておりましたが、今般の東京都のような例をかんがえますと、70キロ、80キロにある郡上市、そして御指摘のように、常に西から風が吹いてくるような郡上市において、どのような形で、郡上市の表流水や地下水が汚染をされることも限らないということがございまして、今般、今までの考え方とは大幅に変えて、飲み水そのものについてもやはり備蓄をしておく必要があるということを考えまして、必要な数というものを一応その5,000人規模ぐらいで、避難者に対して、あるいは市民に対して、少なくとも1日間ぐらいは、そのそうした水が提供できるようにというような思いも込めて、それを3年間程度で整備をしようというような形での予算を提出したところでございます。

こうしたそのほかにも、まだまだ実は原発対策としてやらなければならないことはあろうかと思っておりますので、いろいろと点検をしながら進めてまいりたいというふうに思っておりますが、もう一つやはり大切なことは、今般やはり原子力発電所、あるいは放射線というようなもの、放射線、放射能、こうしたものの恐ろしさを正しく恐れるということが大切ではないかというふうに思っております。

一方で、そうした正しい科学知識なり何なりに基づかない形での恐れ方の中で、風評被害というようなものも片一方で出てくるという恐れもありますので、やはり市民の皆さんにこうしたことに対する正しい知識を持っていただき、正しく恐れていただく、警戒していただくという、そして、そのときはどうしたらいいのかというようなことをやはり啓発をしていく必要もあろうかと思っておりますので、そうしたこともいろんな機会をとらえて、やはり市民の皆さんとともに学習をしていくというようなこともやってまいりたいというふうに思っております。

あとは、通報体制でございまして、これは、今般、大変岐阜県知事のほうにおかれましては心配をされまして、関西電力、あるいは北陸電力、あるいは中電というようなものに対して、平常時からの連絡・連携体制を密にしたいということで申し入れをされておまして、それぞれ電力がこたえているわけがございまして、私どもは、今後はそういう体制をとられた県との密接な連携体制もとっていかなければいけないというふうに思っております。

また、原子力発電所については、その重大事故が起きたときには、国のほうから緊急危機のいろんな情報システムもございまして、そういうものからも流れてくるという体制にもなっておりますが、こうした情報の経路等についても、いま一度点検をしながら、確実なものにしていきたいと

いうふうに思っております。

(14番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） ありがとうございます。やはり非常時といいますか、この想定外のことが起きると、そういう通報というか通信機器もどくなるか、やはり不安なところがございますので、なるべく多くのこの情報網といいますか、そんなものも必要でないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

2点目のことにつきましてなんですけど、震災で防災の避難訓練等々の話なんですけれども、先ほど来、市長、または教育長の御答弁の中でございましたので、この点につきましては省略をさせていただきますけれども、一つだけ、やはりここ、この津波とか起きる地域でございませぬが、割と東日本の震災のほうに隠れてしまって、報道等も少ない面での3月12日の長野県の栄村のことがございますけれども、きのうのこれは新聞なんですけど、やはりこの小さな村全体の60%に当たる57世帯の143人が、その復興を考える会で、やはりこの地震をきっかけに村を出ていってまう人が大変ふえたと、コミュニティーがうまく維持できないような状況に陥っているというようなことも書いてございますけれども、やはりその復興ビジョンもまだまだなかなかつかれない、10月以降になるやろうというようなことでございまして、このやはり郡上の中でも、それぞれ七つの地域がございまして、その中でどうして全体をまとめていけるんやろうと、その地域地域のコミュニティーはどうなるんやろうというふうな大変心配するところもございまして、先ほど防災というか避難訓練等につきましての話がございましたけれども、この点、本当に心配をせにゃいかんところでもありますので、この辺の一つのこういう長野県栄村のことも教訓としながら、今後の対策といいますか、防災計画もおつくりいただけたらなというふうに思っておりますが、よろしく願いをいたします。この点については、子どもの避難訓練等で答弁をいただいておりますので、これは要望だけにしておきます。

続いての各家庭における非常食等災害対策のいま一度の自助への呼びかけということで御質問を申し上げますけれども、阪神・淡路大震災の教訓として、やはり災害発生時には、とりあえず自分自身の身は自分で守る、家庭で家族が守るというようなことが一つの教訓として皆さんが得たものでなかったかなと思っております。当時、町、または自治会、女性の会において、いろいろと各家庭に避難用品として非常食のせめて3日分ぐらいは備蓄をしておくよというふうな呼びかけを各地域でされたと思っておりますが、先日の本会議におきましても、補正予算で備蓄用非常食への質疑が出ておりました。

市民には、どの程度受け入れられておるのかというようなところで、まず消防長がこの点については、まだ把握できていないというような答弁でなかったかなというふうに受けとめておりますけ

れども、まずは自分の家庭は自分でというその自助の考えに立ちまして、最低限の備えというものを再度また市民に呼びかけと、そして、例えばその避難用品で非常食が常備してあっても、阪神・淡路からその当時に、各家庭に備蓄されたものにつきましては、やはり年数も経っているというようなことで、やはり食品である以上、一つのその消費期限といいますか、そんなものもあるんじゃないかなというふうに思っておりますが、その辺につきまして、やはりこの家庭での買い換え、なかなかその1軒の家庭がどこかへ出ていったときに、ちょっと買ってくるというようなことはなかなかされないというふうに、自分のところでもやっておりませんので思っているわけなんですけれども、台風シーズンを前に、そんなことの確認や備えをするような呼びかけを再度してみる必要もあるのではないかなと、各家庭においての自助ということでの呼びかけが必要でないかなと思うところですが、その点につきましてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） それでは、今家庭における非常食の災害対策という、呼びかけについてということでございます。

まず、今回の震災の中で公助という部分でございますが、非常に被害現場へ救援活動とか、対応ができない部分があったかなというふうに思っております。また支援物資においても、数日間、届かないという状態でもあったのではないかなというふうに考えております。

それで、郡上市において、今、大災害に対する被害想定ということでございますが、今言われましたように、長野県の山間地域等々と同じように、非常に山間地域特有の孤立地域が多数出てくるのではないかなと。特に地震とか風水害によって、長良川を走っている国道とか高速道路等が寸断されるというふうなことも起きてきます。その中で、やはり地域全体で食料とか物資の輸送が、発生直後からなかなか数日間届かないような困難になるということが想定をされております。

それで、市のほうとしては、今防災対策の中で、やはり家庭からという意識が重要であるということで、広報紙とかケーブルテレビ等でも、災害に備えて各家庭で、議員が言われましたように、最低3日間の災害備蓄食料を備えていただきたいというふうなことも訴えさせていただいております。

それで、今年度は、非常に震災を受けて、非常に市民の方々の意識の向上もなっているということで、出前講座も非常に4月・5月で4回、また6月において4回というような形で今予定してございます。そこで、非常に震災を受けて高まっているような状況の中で、出前講座の中に、1回そういうふうなことの意識がどの程度あるのかということも、調査をしてみたいなというふうに思っております。

また、消費期限においても、アルファ米においては5年と、また缶詰めにおいては3年というような状況でございます。このことについても、市民の方々に周知していただいて、消費期限があり

ますということで、買いかえ等のことも周知していきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(14番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） ありがとうございます。

周知していただいても、なかなかその買いかえに踏ん切りがつかん。踏ん切りといいますか、どこかへ買いに行くということをなかなかしないわけでありまして、例えば自治会等への協力を得て、地域全体でそのものも取り組んでいただけたらなというふうなことも思っておりますが、その点につきましては、よろしくお願いいたしますと思います。

ただいまケーブルテレビで、その辺も訴えておるといふふうなことでございましたけれども、このケーブルテレビの活用ということで思っているんですが、やはり普段、大雨でどこそこの国道が通行どめになった、県道が通行どめになった、土砂崩れでというようなことがよく放送されるんですけども、もう少し進んで郡上ケーブルテレビのほうを使って、広報無線でなくてケーブルテレビのほうを使って、例えばその発令期間、交通どめ期間につきましては、ずっと常にテロップで流しておくとか。そしてもう一つ、土砂崩れ等につきましては、現場を撮って、その現場をここにありますというようなことをちょっと流してもらおうとか、そんなことにこのケーブルテレビを利用・活用できないかというふうに思っておるんですけども、先日、安久田地域におきまして、土砂崩れがあったときに、INGにおきましては、その番組というかお知らせ番組の中で、実に写真を入れて、この地域のところの箇所が崩れて交通どめになっているというような報道もされておりましたけれども、そんなようなことが、もう少し住民に確かな情報を与える、なかなか耳では聞きづらい面でも、目で見るのが余計いいのではないかなという、余計わかりやすいのではないかなというふうなことも思っておりますので、そういうふうに活用できないかどうか、お考えをお伺いしたいと。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 大事な御提案だというふうにして受けとめておりますが、現在取り組んでおりますことは、情報課のほうで、岐阜県の防災ポータルサイトというのがありまして、そこでは、県道関係は全部規制情報が入っております。また国道関係につきましては、そこからまた別のところへサイトに行く必要がありますけれども、今のところ、ケーブルテレビのデータ放送で、それを手入力ですと、夜中でありましてかいろんな大変な面もありますが、自動的に県のその防災の道路規制情報のところに、1時間に例えば1回アクセスしながら自動更新をさせるという仕組みを現在考えておりまして、その情報につきましては、何とか7月に御提供ができるようにしていきたいというのが、今情報課の取り組みでございます。

何と申しましても、人の手を介するということになりますと、いつどこでということもありますし、それが正しく更新をしていくということも非常に必要になってまいりますので、まずはその自動的な対応の中で、正確な情報をデータ放送を通じてお伝えをします。

また、ケーブルテレビにつきましては、郡上市内は、INGさんと、郡上ケーブルテレビと、二つこう分かれておりますが、7月25日以降のこのデジタル化に向けまして、現在まだ最終調整で決まっておらない段階のようでもありますけれども、いわゆるその民放連との御相談の中で、ケーブルテレビ事業者がデジタル自主放送番組の2チャンネル目をこう持つことができるという方向に今向かっておりますので、そうすれば現在のアナログ放送と同じように、INGさんが、INGさんの番組と郡上ケーブルテレビを流せることになりますから、そうすればデジタル対応ということで、INGさんのエリアにおいてもデータ放送が撮っていただけたらということ、INGのほうでも検討されているということをお聞きしておりますので、市内同じように提供させていただきたいというふうにして今努力しております。

全体のことにつきましては、今の先ほどの市長の御答弁の見直しの中でも検討して、より広くテレビ、インターネットを通じて、お伝えしていける手段を検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(14番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） やはり市民への情報の提供という面で、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

それから、消防団員の地域における位置づけと団員確保ということでもありますけれども、現在2,000名という市の消防団員の定数条例で定められておりますけれども、実際には1,800名というようなことで、200名ほど足りない、不足するような状況の中でも、団員の方々は一生懸命、日々その消防団活動に御尽力をいただいているところでございます。

また、それに関しましては、家族の本当の協力、そして家族に対する負担が大きなものもあると思っておりますけれども、ちょうど消防団に入って若い人が活躍する時期というものは、子ども会であったり、PTAであったり、いろんな役も一緒に受けるというふうなことで、本当に大変な状況であろうと思いますが、そのような状況が重なって、なかなか消防団への加入が難しいというふうなこともあるのではないかなというふうに思っておりますけれども、ここで、各地域ごとのこれは一つの方針でもあろうかと思いますが、消防団員には、やはり地域の役をちょっと免除するというようなことが、できないかというようなことも一つ思っておりますが、この消防団員を消防団員が加入に行くという、実際には地域のことで、地域がやるべきことを消防団員みずからが、加入促進で戸別訪問をしたりとかいうようなことがあるんですけど、自治会・地区会等でもう少し協力



を願って、その団員確保に向けた働き、協力が得られないかというふうに思っております。

関市におきましては、この間、新聞に出ておりましたように、いろんな公共施設でありますとか、飲食店、各商店などが市消防団サポートプロジェクトということで、サービスカード提示制、割引制度があるというようなこんなこともとられておるような地域もございますが、また、以前には八幡町で、町内におきまして入団祝い金というようなことで、そういう制度もとられておった地域もあるようでございますが、そんなことでのやはり消防団員の負担、そして地域での、おまえ勝手に入っているのではない、この地域から入っているようになってるんやというふうな、そういう認識が持ってもらえるようなことができないかという点につきまして、若干その行政とは離れるかもしれませんが、一つの防災ということを考えますと、先ほども自主防災という話が出ておりますけれども、重要な消防団であると思しますので、その点につきましてお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 川島消防長。

○消防長（川島和美君） それでは、お答えさせていただきます。

現在、郡上市消防団では、その組織の見直しということで、6項目ほどの検討課題を出しまして検討をしているところでございます。特に団員定数の見直しというふうなことで、現在各方面隊ごとに検討委員会等を設置していただきまして、検討を進めているところであります。当然その消防団員の確保については、ちょっと苦慮をしているところでございます。

それで、議員の最初の前段の質問について、自治会役員等としての団員の位置づけはできないかというような御質問であると思っておりますが、現在郡上市では、消防団員を自治会役員として位置づけている自治会はありません。消防団員の勧誘は、ほとんどが分団や部ごとに消防団員がみずから行っていますが、一部の地域については、自治会が地区の団員が不足しないように入団調整をしたり、それから分団幹部による自治会に対する現状説明と協力要請により、団員確保が有効になった例があります。

なお、消防団に対する理解や協力なんです、小さい地区ほど消防団とコミュニケーションがとれております。大きい地区になるほど、その理解や協力が薄い傾向にあるのが実際であります。

近隣の市についてもちょっと調査をしましたが、郡上市と同様にほとんどの市が自治会役員としての位置づけは行っておりません。ただし、各務原市ですが、自治会の中で各町内から何人というように、消防団員を位置づけ、自治会で勧誘するところが多くなってきているとのことです。これは行政からの指示による位置づけでなく、以前から体制として各自治会でみずからが位置づけを行っているものです。これは各務原市の状況なんです。こうした環境にない郡上市については、現段階で自治会役員の一つとして、消防団員を位置づけることは難しいと思われませんが、自治会にとっても、消防団は地域防災に欠かせない組織であります。消防団員の確保には、自治会の協力が不可欠であるので、今後理解を得ていく必要性はあると考えております。

現状としましては、こうした理解や協力の薄い地区を中心に、地元の分団や部と自治会が、しっかりと協力体制をとれるように進めていきます。具体的には、消防団幹部とともに、自治会長会等に出向き、協力をお願いしていくこととなりますが、行政側からの押しつけでなくて、消防団員と自治会が団員確保を共通の課題としてとらえ、自治会の自主的な団員確保の機運が高められるように働きかけていきたいと考えております。

それから、2番目の消防団員の待遇についてですが、郡上市としましては、年額給与として支給される団員報酬、それから訓練等の出動手当として支給される費用弁償、在職年数に応じた退職金として支給される退職報奨金、活動中の死亡や負傷等を保障する公務災害補償制度等があります。そして、岐阜県消防協会の福利厚生事業としまして、ホテル、ゴルフ場、県内をはじめ全国にある福祉厚生施設が優待利用できる制度があります。

消防団員の皆さんは、こういった待遇云々ではなくて、本来の目的であります自分の地域は自分で守るという強い思いで活動してみえる方も当然あるわけでありますが、市内公共施設の優遇利用については、今後関係各課とともに考えていく必要性はあると思っております。

以上でございます。

(14番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） もう次の質問に入れませんが、今の消防長の話なんですけれども、やはりそれは、消防団員すべてが地域のためということで、これは自分の義務として、この郡上市に住む義務として、多分そのようなボランティアでなくて、義務として活動しとってくれるものと私は思っておりますが、やはり何といいますか、これを報酬とか何というか、割引がどうのこうの、だれもそれを求めておる者はいないと思うんです。その辺のことは、しっかりとわかってやってもらわんと、あいつらは何か報酬をねらってやっているのでは、消防団は1回出て幾らなんで、そういうふうなことは、実際、消防団員には、そんなのを思っている者は多分おらんと思っておりますので、それがやはりこの郡上市のコミュニティーをつくっていると。皆、自分の町は自分で守ると、そんなことではないかなと思っております。

若干2分ありますが、ちょっと一つだけお願いをしておきたいのは、先ほど抜きましたところで避難訓練のことですけれども、やはり毎年、先ほど市長が答弁をされましたので、ことしは多分違った方法も考えられると思いますが、避難訓練で本当に避難を常に考えておかにやならない人、例えばそれは寝たきりの人とか、障がいを持ってみえる方、そのような方がこれまでの避難訓練のときに、どのような方法で参加をされておったか。またその避難経路が本当に安全な経路であったか。避難する場所が、避難場所と避難所とまた別の問題ですので、避難場所から避難所へ行くには、どうなのかというふうなそういう細かな点ももう少し配慮しておく必要があるのではないかなという、

以前にも思いましたけれども、以前の大雨によります災害のときに、桜町の方を避難させようと思っておったんやけれども、学校橋を渡らせると危険やで小野の八幡神社のほうへというふうな誘導をしようと思ったら、あそこの前が抜けたというようなことがございましたので、よくその辺はまた考慮を願って、防災計画のほうへ反映をさせていただきたいと思います。

これで終わらせていただきます。2点目はこの次に回しますので、よろしく。どうぞ。

○議長（池田喜八郎君） 以上で渡辺友三君の質問を終了いたします。

昼食のため、ここで暫時休憩をいたします。再開は、午後1時を予定をいたします。

（午前11時46分）

---

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 0時58分）

---

◇ 田 中 和 幸 君

○議長（池田喜八郎君） それでは、20番 田中和幸君の質問を許可いたします。

20番 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） それでは、議長から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず最初に、白鳥の斎場のことから駐車場について、市民からの要望がありましたので質問をいたします。

近年は、非常に高齢化社会になったせいもあってか、逝去される人が頻繁にあり、斎場も大変込み合っているようですが、白鳥斎場の駐車場の入り口が狭くて大型バスが入りきらないので、雨降りのとき、あるいは吹雪のときなど濡れてしまい大変であります。

今、一つの案として、斎場の玄関前に花壇がありサツキが植えてありますが、そのサツキも余り手入れが十分でなく、美観のあるものではありません。そのサツキが障害となり大型バスが近寄れないので、いっそのことそれを取り払ってしまえば、大型バスが玄関に横づけできて、雨が降ろうが、雪が降ろうが、傘もなしに出入りすることができるようになると思います。

公共の施設は、これに限らず、市民の方々が使いやすいように、支障のあるところは改良していくのが原則ではないかと思えます。これは、私が今言うだけでなく、以前から地域の人たちが斎場の関係者に訴えてきたと、そういう人もありました。その辺のことは少し定かではありませんが、いずれにしても使いやすいのが何よりだと思えますので、このことを提案しながら、できるのかできないのかではなく、どうしても改良してほしいというそういう願いからお伺いをいたします。

また、取り払う工事費は大がかりな工事ではないので、大したことはないと思えますので、質問

というよりは要望かと思いますが、いかがなものか、一つよろしく御回答をお願いしたいと思います。お願いします。

○議長（池田喜八郎君） 田中和幸君の質問に答弁を求めます。

服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） 白鳥斎場の改修というか修繕ということでございますが、今現在、あの白鳥の斎場の玄関の天井のところは約3メートルという状況でございます。それで低いマイクロバス、3メートル以下のものについては、玄関に横づけになるということでございますが、やはり高い3メートル以上のバス、大型バス等においては、横づけになることはできないという状況でございます。

それで、過去の修繕なんです、斎場入り口の駐車場の前でございますが、ここのコンクリート塀等を平成21年に取り外したというようなこともございます。その結果、玄関の前まで突っ込めるような状況にはなっているということで、今現在は、あのスムーズな状態に入るようなこともできるようになったということでございます。

今議員が提案した雨・風・雪とか濡れないようにするためには、どうするかということで、花壇を取り除くだけでは解決できない部分がございます。そこで、解決方法としては、やはり花壇を取り除いた後、玄関のところは底をつくとか、また玄関の天井を高くするというようなことも考えられます。それで、現在、郡上市において7カ所の斎場があるということで、やはり修繕においては、緊急性の高いものから行っていきたいということで御理解を願いたいと思います。

(20番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） ありがとうございます。

とりあえず底を出すというような工事になると、大がかりになりますが、花壇を取り払うだけでもお願いできればということです。以上お願いしまして、次へ進みます。

次は、旬菜館についてですが、大和の。山菜販売は、去る4月29日のNHKのテレビニュースでも放映されましたが、経過については、さきに説明があったとおりであります。山菜については、非常に毒性のあるものが多くあり、特にキノコ等については、猛毒のものもあります。中には、シメジなどに大変よく似たおいしそうな毒キノコもあります。これからは、特にキノコのシーズンともなりますが、そうしたものを知らずに持ち込まれ販売されると大変なことになります。問題のハンゴンソウなど余り耳慣れない山菜には、ハシリドコロなどといった毒性の強い類似草があるようですが、そのほかの山菜もそうした毒性の強い類似草がたくさんあります。

大変残念なことではありますけれども、そういったものが販売されていたということですが、昨年その旬菜館が完成されて、竣工式のときに私が関係者の方に、山菜は特に毒性のものが多いか

ら、販売するにはその見分けをどうするのですかと雑談の中で聞いたことを覚えておりますが、それは係の中に山菜のベテランがおって見分けるから大丈夫だとかこういうようなことを言われました。しかし、結果としては、それが見分けられなかったか、あるいは全然目を通していなかったかのどちらかだと思いますが、全員協議会のときの説明では、山菜については、講習を受けた人でなければ、出品はできないようにするとの説明でしたが、講習だけでは十分とはいえないと思います。

そこで質問として、山菜について詳しく鑑定ができる人は、この部署の中におられるのかということと、質問の2として、鑑定済みの山菜でなければ出品できないという規則をつくってあるかということと、山菜に限っては、厳しい規則をつくる必要があるのではないかと。次に、質問の3として、山菜について、今後タケノコに至るまで販売は当分の間はしないという報告を受けましたが、しかし、一部の山菜は最近も販売をされているようですが、このことについて、今後の方針と対策、どのようにするのか、旬菜館について以上の3点を質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 野田農林水産部長。

○農林水産部長（野田秀幸君） お答えをさせていただきたいと思います。

まず最初に、今回の郡上旬菜館のほうで販売された山菜のパックに起因する事故につきまして、本当に被害に遭われた方には、心からおわびを申し上げたいと思います。それからまた、議会の皆様をはじめ、市民の皆様に変な御心配をおかけしまして、農産物直売所を所管いたします農林水産部といたしまして、まことに申しわけなく思っています。

御存じの方もおられると思いますけれども、郡上旬菜館につきましては、交流人口の増加による地域活性化の場として、またそれから新鮮な地元の農産物の販売所といたしまして、昨年4月にもとあったところから移転をしまして、新しくオープンをしたものでございます。そういった中で、現在、地元の農業者が社団法人というのを組織いたしまして、会社化をいたしまして現在管理運営をしております、登録者につきましては、市内で320件の農家が登録をされて、農産物やら加工品を販売しておるのが現状でございます。

今回の事故でございますけれども、御指摘がございましたように、食用できる山菜であるハンゴンソウというのと、それと毒性がありますハシリドコロという植物があるわけですが、それを混ぜて取ってまいりまして、これをパック詰めにして5パックを販売したと。これが御指摘のように4月27日でございますけれども、これを買って行かれて食された方6人のうち3人が、入院をされるというような食中毒の事故が発生いたしました。

現在でございますけれども、その入院された方でございますが、すべての方が退院をされまして、ほぼ日常生活に支障のない程度に快復されて、全快に向かっているというふうにお聞きをしておりますので、御安心をいただきたいと思います。

それから、御指摘がありましたように、この事故が4月29日に発覚をいたしまして、それから旬

菜館のほうでは、販売をいたしました5パックの回収に努めてまいりました。その結果、4パックを回収いたしまして、現在のところまだ1パックは回収できていないというふうな状況でございます。

担当の保健所のほうからも話がございまして、保健所のほうからは、山菜を販売するなどというような指示はいただいておりますけれども、事の重要性にかんがみまして、一時、販売を中止しておりました。これが5月10日まででございますけれども、この間に保健所等の指導をいただきながら、販売の再開に向けたマニュアルづくりであるとか、緊急時の連絡体制の強化であるとか、それから生産農家への指導など再発防止対策を進めてまいりました。

それで、今御質問をいただきました山菜について詳しく鑑定できる人の設置はできないかというようなこと、それからまた鑑定済みの山菜でなければ販売はできないという育成はできないかということでございますけれども、こういったことも再発防止として検討をいたしました。実際のところ山菜に詳しい方もおいででございますけれども、実際その方に毎日来ていただいて、毎日鑑定していただくのはやっぱり實際上困難であるというようなことから、この旬菜館の理事会におきまして、だれが見ても絶対これは大丈夫だという山菜18種類に限定をいたしまして、これならばだれが見ても絶対大丈夫だというものに限って販売をするというようなことにしております。

また、それからチェックの体制でございますけれども、これまでは出荷をされる方が、直接その店頭へ並べておたんですけれども、今後は山菜に限りましては、まず一人出荷者が裏のバックヤードの中へ持って入りまして、直接並べるんじゃなくて、中へ持って入りまして、そこで旬菜館の理事1名と、それから旬菜館の店長が2人でこれは大丈夫かということでチェックをいたします。それからそのチェックをしてから店頭へ並べると。

それから、店頭へ並べた後も、巡回のときにまた大丈夫かということをチェックいたしまして、最後には、レジを通るときにそういったチェックのついたものでないとレジを通せないというようなシステムにしておりまして、これからはこういったことがないのではないかと考えております。

それから、農家に対する山菜の講習会でございますけれども、5月6日と、それから12日の2回にわたりまして行いまして、延べ約180人ほどの生産者の皆さんに来ていただきました。そのときに農林事務所の農業普及課のほうの職員に指導に来ていただきまして、山菜に似た危険な植物の見分け方とか、そういったものの毒性の有無といったことについて御指導をいただく講習会をやってまいりました。

今回の山菜による食中毒事故につきましては、たまたま郡上旬菜館というところで起こりましたけれども、郡上市内には、その旬菜館も入れまして19のこういった農産物直売の施設がございまして、それらの販売施設におきましても、同様のことが絶対起こらないとは言えないというようなこ

とから、農林水産部としましては、今回の事例を真摯に受けとめまして、そういったほかの施設に対しても、完全に安全なものしか出さないというようなことで、講習会等も含めてそういうことも実施しておりますし、今後またそういったことも進めてまいりたいというふうに考えております。

また、ちょっと話は違いますが、各直売所では、山菜以外にも手づくり弁当であるとか朴葉寿司であるとか、そういったような加工品も販売しておりますけれども、これから梅雨の季節を迎えるに当たりまして、そういったところから食中毒が発生するというふうなことも起こりかねないというようなこともありまして、これも保健所等の協力も得ながら、衛生管理の徹底に向けた講習会や巡回指導なども今後随時行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

(20番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） ありがとうございます。

山菜もやはり郡上の特産物ですから、やはりなくするのではなくて、何とか安心して売れるようなことを進めて、どんどん進めていただきたいということをお願いしまして、これで山菜については終わります。

次に、東日本大震災について義援金の行方ということで質問をいたしますが、去る3月11日の東北大震災につきましては、多くの犠牲になられた方々の御霊に心から深く御冥福をお祈り申し上げ、また避難生活を余儀なくされておられる皆様には、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

私ながら、何かできることをと思いましても、なかなか思いつくことがありませんが、せめてもの義援金を出すのが精いっぱいのことですが、一般の皆様方をはじめ、多くの企業の方から、小さな親睦会までの皆様が真剣に義援金を集め、関係機関へ送っておられます。尊い心だと思い、頭が下がります。

しかし、今、ちまたで広がっているうわさを聞きますと、その義援金は、どのようにして、どこが窓口で実際に被災者の方々にどのように届いているのかわからないのが、義援金を出した人たちも心配な気持ちであります。新聞紙上にもたくさんの人たちの義援金を出した人たちの名前と金額が掲載されておりますが、それがどのような経路で実際の被災者、あるいは復旧する公共機関に送られるのかが書いてありません。

全国では、相当多額な金額になると思いますが、先週のNHKの義援金の行方という番組の中で、たまたま私は見ましたが、日本赤十字社に入った金額が約2,500億円に達したと、さらに入りつつあるということを放映されておりましたが、そのほかにも日赤以外にもまだたくさんあるとそういう話ですが、その義援金が、NHKの調べでは、実際に被災者へ届いた金は、全体のわずか15%程度だと、中には30%渡っているところもあれば、全然一銭も渡っていないところもあると、平均す

れば15%程度だと、そういうことをNHKで放映されておりました。

もう既に3カ月も経つのに、到底考えられません。義援金を出した人たちは、本当に自分の出したお金が被災者に届き、役に立っているのか、最終到着時を知りたいのです。これは疑うわけではありませんが、私もそう思いますけれども、義援金の一番多く集まるところは日本赤十字社だと思いますが、それも被災者というだけで明確ではありません。また心配をするところは、厚生年金会館やかんぽの宿のような一大ホテルが建つのではないかというそういう心配をする人も、中にはおります。

そこで、質問として、これらの心配を解消するには、郡上市だけでも義援金の経路を明確にして広報で知らせる義務があると、私はこのように思います。それは、金額だけでなく、送り先まで明確にして、最終のお金の届くところまで把握し、その経路を報告するべきです。例えば日赤、日本赤十字社であれば、そこまで義援金が届く経路と、日赤に対して収支報告書を請求して、日赤がどこに義援金を配分したか、細かいところまでは無理だと思いますが、大まかなことだけでもよいかから、収支報告を受けて、市民に広報でもどんな方法でもよろしいが、報告するべきではないかということをおもいます。

そこで質問として、もう一つは、市内の各地で義援金を募ってみるところがたくさんありますが、そうしたところのグループなどへ、義援金の送り先など指導すべきではないかということをおもいますが、それには、郡上市が一括して受け取り、送金するのがよいということをおもいます。なぜならば、最近、振り込み詐欺まがいの義援金振り込み案内電話が横行しているということをおもっています。それで質問として、一般の皆さんの義援金はさまざまで、新聞社に届けば新聞に名前が載るのに、市に届けば何もないとかいろいろあるようですが、新聞社などは、毎日のように義援金を出した人たちの名前と金額が掲載されていますが、郡上市も義援金の広報特集を出してはいかがなものでしょうか。また特集号は、お金がかかるからということであれば、広報の付録として最終ページにつけてもよいと思います。

以上申し上げましたが、3点について質問をいたします。お願いします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 義援金についてお答えをいたしたいと思えます。

ただいまお話がありましたように、義援金を寄せていただいた市民の皆様方は、当然のごとくそれが確かに自分の思いが、確実に被災者の手元に渡るということを確認したいということは、まことに自然の人情ではないかというふうにおもっています。

郡上市といたしましては、これまで市がお預かりをした義援金は、この現在まででざっと5,200万円ほどでございます。それで郡上市といたしましては、すべてお預かりをした義援金を、実は郡上市長は日赤の郡上市分区長でもございます。そういう日赤の組織上の身分も持っておりますので、



私どもの郡上市として責任を持ってお預かりしたものは、すべて日本赤十字へ送金をいたしております。

それで、この郡上市へ義援金を寄せてくださる方々は、振興事務所等のいわゆる募金箱へ、千円札であったり、中には募金箱であっても1万円札であったり、十数万入っている白封筒が入っているということもございます。そういう形で寄せていただく方と、窓口へ持ってきていただいた方には、もしよろしければということでお名前や住所をお聞きをするそういう形にいたしておりますが、そのお名前、住所をお聞きをした方々については、日赤のほうから受領書を市役所のほうへ送り返していただきまして、その受領書を日本赤十字が確かに受け取りましたという形で、その受領証書とともに、日赤の郡上市分区長である郡上市長と、それから郡上市長名と、同じ人間ですが、2人連名のお礼状をそれぞれのお名前のわかった方々には差し上げております。

そういう形で、私ども郡上市の市役所が取り扱わせていただいたものは、すべて日本赤十字へお渡しをし、そしてお名前等を教えていただいた方には、受領書を日本赤十字から発行をしていると。これはいろいろ税の関係等もございますので、そういう手続きをとっておるところでございます。

ところで、そういう形以外に、御指摘のようにいろんなそのほかの方法も恐らくあるんだろうというふうに思いますけれども、そうしたものが集められておるわけでございます。

先ほどお話をされましたそのNHKのちょっと番組とは若干数字が違いますが、私どもも日本赤十字のほうのホームページ等によりますと、6月9日現在で全国で集められたお金は、約2,256億円程度というふうに承知をいたしておりますが、今こうして集められたお金が一体どのような形で配分をされているかということですのでけれども、これはこの日赤や、あるいは共同募金会等へ集められたお金をどのようにして配分をするかということについて、国の中央のほうで義援金配分割合決定委員会という関係者が集まったそういう委員会がありまして、この委員会ではいろいろ各被災各県の実情をいろいろ情報を得て、各県ごとに配分額を決めて、各都道府県へ配分をしているということでございます。

それで、そういう配分を受けた道県は、今度は県ごとに義援金配分委員会というものをつくって、そこで今度は被災市町村ごとに一定の資料に基づいて、今度は各市町村に配分をしております。各市町村では、この義援金は基準が決められておりますので、死亡行方不明者については、1人当たり35万円、それから住宅の全壊者についても1戸当たり35万円、それから住宅の半壊・半焼については、1戸当たり18万円、それから原発の避難指示を受けて避難をされた世帯については、1世帯当たりやはり35万円とこういう基準がございますので、これによって各被災市町村から今度は被災者に対して配るよという形になっております。

したがって、そういう形で配られていくわけでございますが、今の県段階までの各県までの

配分がやはりそういういろんな事務手続きがあるんだろうと思いますが、最近では、私どもが持っている資料では839億円ということで、約、集まったお金の37%分が都道府県段階へ配分をされているということでございます。

それで、これを先ほど申し上げましたような基準に従って、市町村が今度はどういうふうに分事務をするかという中で、恐らく市町村の事務体制が非常に整っているところ、ようやく整えたところもあれば、大変たくさんの職員を失ってしまって、まだ被災者に届けられないというような形で、その配分が非常に遅れている地域もあるというようなばらばらだという感じだろうと思いますが、いずれにいたしましても、今後こうした体制が整って、一日も早くそれぞれの被災者にこの義援金が届くように、私どもも見守ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから2番目ですが、御指摘のように、市は市でやっておりますし、そのほか新聞者さん等もございまして、その他いろんな団体の方が、いろんなルートでこの義援金募集ということをしておられます。そういうことで、これをすべて市のほうへ持ってこいと、持ってきてくださいということは、私ども自身がどなたがどんな募金活動をしておられるということ自身の実態もなかなかつかみがたいところがございますので、お気持ちはわかりますが、ややその点は困難ではないかというふうに思います。

むしろ市民の側で、やはりそのいろんな募金活動があるかもしれない。中にはひょっとすると、詐欺まがいのいかがわしいものもあるかもしれないと、それはしっかりやはり市民の皆さんに見極めていただいて、確実と思われるところにやはり募金をしていただくということであろうと思っておりますし、もちろん募金活動をやっていただく方は、良心に基づいて正確にやはり届けるべきところへ届けていただくということが肝心ではないかというふうに思っております。

それから3番目でございますが、確かにおっしゃいますように、この新聞社のほうへ寄せられた義援金は、大変毎日毎日名前と金額等が出てくるわけでございます。私も実はこの義援金をお預かりをするときに、その点をどうしたものだろうかというふうに思い、健康福祉部とも相談をしたところでございますが、全くその募金箱へ何も名乗らずに相当多額のお金を入れてくださる方もありますし、名前は明らかにして持ってこられる方もございます。そういう方がございますが、そのほかもちろんこの被災地への支援は、そういうものだけでなしに、救援物資の御提供もあり、またボランティア活動へお行きになる方もあるというような形がございますので、私どもとしては、この義援金だけ特別取り出して、しかも市のほうへお寄せいただいたものだけ取り寄せて、取り出して、これをお名前と金額をお載せするという形になると、また要らざる誤解も招くことではないかというようなこともあって、これまでお出しをしていないところでございます。

今回のお金を寄せてくださる方は、そういう名前が出る出ないにかかわらず、やむにやまれぬそ

のお気持ちでお寄せをいただいているということで、先ほど申し上げたように、市長としては、あるいは日赤の分区長としては、そういうお礼の手紙とともに、そういう領収書をお送りしているということで御理解をいただきたいと思いますが、なお、もう少しその辺をどうしたらいいかということについては、検討をさせていただきたいというふうには思っております。

(20番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） ありがとうございます。時間がないので次へ進みます。

震災被災者受け入れのことについて、雇用も含めてということで質問をいたします。

今、郡上市では、被災者のために市営住宅、約15世帯分以上と、そのほかにも雇用促進住宅など無料提供してアピールをしておられますが、また郡上八幡ライオンズクラブでは、郡上市のほかロータリークラブや青年会議所と提携して、被災者の中から小・中学生の受け入れを申し込んでおります。私もそのうちの一人ですが、小・中学生については、希望者があれば、受け入れ希望者も何名かできましたので、うまくできるのではないかと期待をしておりますが、一般の被災者に対しては、聞くところによると、住宅を無償で提供していただくことは非常にありがたいことではあります。働く仕事がないと生活ができないから、雇用つきで住宅をあっせんしてほしいというそういうことだそうです。

よく考えてみれば、尤もな話でそのとおりだと思いますが、かといって市内の企業でさえ、雇用がいっぱいだと思いますが、なかなかこれは難しい問題ですが、それを乗り越えて、市内の企業の方々にお願いをすれば何とかなるのではないかと思いますのでありますが、もう一つ考えられることは、農地をあっせんして、市も補助金を出していただき、農家になって郡上市に住み着いていただくことも考えたらいかがでしょうか。これは私のちょっとした思いつきですが、いずれにしても住宅の提供だけではなく、雇用も一緒に考えられないでしょうかということですが、このことについて市の考え方をお聞かせください。お願いします。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） ただいまの件でございますが、郡上市の内部でも、御指摘のような考え方で検討をさせていただきました。また公の機関といたしましては、市民の皆様は民間事業所に対しまして、被災者の求人というお願いもしてきている立場でございますので、率先をいたしまして、この求人をさせていただくという決定をさせていただいてございます。

6月1日から受付ということで募集をさせていただいておまして、現在、もちろんこれは雇災証明とか、その被災証明など、この事実が確認できるものが要るとか、雇用保険の受給資格者証等々の添付を求めているわけですが、そうした場合には、看護師若干名、薬剤師1名、介護福祉士若干名、ホームヘルパー2級取得者若干名、障害者支援員1名、それから一般行政事務の補助

若干名と、こういう形で相当意欲的に募集をさせていただいております。また、こういう方が面接に見えるための経費もこちらで御用意をさせていただきますと。そして、実際にこちらでお働きをいただくことに決まった場合には、先ほどの住宅を御利用していただけるというセットということで考えておるところでございます。

また、民間事業におかれましても、10事業ほどで募集をされておりますし、1年以上を雇用される場合には、その事業主に対して被災者雇用開発助成金とこういうものを準備されておりますので、そういう制度事業を総動員しまして、郡上市としても今御指摘のような意味で、実効的な御支援になるように取り組んでいきたいと考えております。

なお、先般、新聞報道がありました。初音荘さんが自発的に施設を貸し出されるということにつきましては、レストランを営業されるということになりまして、ここの従業員も市の住宅でお住まいになると、こういうことが決まってくるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 野田農林水産部長。

○農林水産部長（野田秀幸君） 農業の関係につきましてお答えをさせていただきます。

まず最初に、農業農地をあっせんして補助金を出してというお話でございますが、今、就農を希望される方にあっせんすることにつきましては、震災にあるなしにかかわらず、これも農地法の規定に基づいて今現在も随時実施しております。

それからもう1点、今回の震災に関連をいたしまして、国県を通じて被災者・避難者にあっせん可能な農地が郡上にあるかというふうな紹介がありまして、これも可能な農地につきましては、4月下旬に被災県のほうに情報発信をしております。ですけれども、今のところはこれについては、問い合わせは来ておりません。

それからもう1点、補助金を出してやったらどうかということでございますけれども、農業をやっぱり事業として営んでいこうといたしますと、やっぱり震災だけを特別視して、一たんに補助金を出すということになりましても、やはり継続的に農業をやってもうけていただかにかんかんということになりますので、そのためにはやっぱり現状の制度の中で適合するものを活用しながら対応したいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 先ほど「市営住宅」と申し上げましたけれども、初音荘の営業される方ですが、雇用促進住宅の「那留宿舎」でしたので、訂正をさせていただきます。

（20番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） ありがとうございます。

もう時間がありませんので、後の道路工事について質問をしたいと思いましたが、この次

に回させていただきます、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で田中和幸君の質問を終了いたします。

---

◇ 美谷添 生 君

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、19番 美谷添生君の質問を許可いたします。

19番 美谷添生君。

○19番（美谷添 生君） それでは、議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。大変眠たいような気がしておりますので、気を入れ直してやりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

2点について御質問をいたしたいと思います。

まず1点でございますが、現白鳥中学校の活用ということですが、白鳥中学校は、現在市内の木材を豊富に利用した木造二階建てにより新築中であり、来年4月の開校に向けて順調に工事が進められておると聞いておりますが、関係の皆様方に心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安全に予定のとおり完成をすることを願っているところであります。

そこで、表題の中学校の体育館でございますが、新しい体育館が完成すれば、取り壊しの計画があります。取り壊しであるということは、前々から御承知のとおりかと思っておりますけれども、スポーツ関係者の中では、何とか社会体育館として利用することができないか、白鳥は、積雪も多く冬の間でも利用できる施設として残していただければ大変ありがたいと、何とかならないかとそういう声を聞きます。私もそう思う一人ではありますが、私は、白鳥中学校の建設準備委員をさせていただいておりますので、計画については、先刻承知でありますけれども、疑問な点もございますので、あえて質問をさせていただくことをお許しをいただき、市民に納得のいく答弁をお願いいたしたいと思っております。

まず、解体しなければならない理由と、今の体育館に相当するものを建設するとすれば、建設費用はどのぐらいかかるのか。また、もう社会体育館というようなものの必要性については、どう考えてみえるのか、まずお聞きをいたします。よろしくをお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 美谷添生君の質問に答弁を求めます。

常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず最初に、現白鳥中学校の体育館と同規模の建物、体育館を建設するとしたら、どのぐらいかかるのかという御質問がございました。

今現在、白鳥中学校の屋内運動場、格技場を建設中でございます。その規模が現体育館よりやや小さくございますが、今の規模と同程度の体育館を建設するとしたら、約、概算でございますが、

4億円近くかかるというふうを考えてございます。

それから、現中学校体育館の今計画としましては、解体をする予定でございますが、その解体の費用でございますが、これもおよそでございますが、1,100万円程度必要であろうというふうで見積もりをさせていただいております。

この体育館の解体しなければならない理由はどうかという御質問でございますが、この御承知のように、白鳥中学校の体育館、40年に建設されまして、約45年を経過してございます。そういったことで、この体育館、経年によるそのコンクリートの劣化というのが激しくございます。それから不同沈下と申しまして、構造物の各部で不均衡な沈下が発生しているということがございまして、その体育館を耐震補強しても、完全な補強が期待できない状態であるというふうを考えてございます。

実は、平成17年度にこの構造の耐力、あるいは経年による耐力、あるいは立地条件、そういった建物の老朽化を総合的に評価する耐力度調査というのを実施させていただきました。これが白鳥中学校の校舎につきましても、体育館につきましても、調査をさせていただいたところでございます。

その結果、これは点数であらわすわけでございますが、3,897点、これは体育館の点数でございます。国の基準が5,000点でございます。5,000点を大幅に下回る老朽化危険建物であるというふうに言われたわけでございます。このことは、何を意味するかと申しますと、その体育館を補強をするんじゃなくて、国の基準におきましては、改築することに対して国も助成ができますというそういう要件でございます。そういう要件を満たしている体育館ということでございます。

校舎につきましても、同じく大きく5,000点を下回ってございます。そういったことから、いずれの建物につきましても、補強ではなくて改築ということで、国の助成を受けて建設を進めているということでございます。そういった中で、今後その白鳥中の現在の体育館は、老朽化危険建物でございますので、今後倒壊する危険性があるということでございます。

もう一つ大きな理由がございます。それを解体しなければならない理由としまして、今現在建物を建設してございますが、来年度になりますと、グラウンド整備を予定してございます。そのグラウンド用地の支障になるということでございます。

計画としましては、現体育館を解体した位置に、中学校の屋外の部、野球部とかテニス部とかそういった部ごとを計画しております。そのほか機具庫、それから白鳥中学校は自転車通学の生徒が多くございます。自転車置き場を2棟計画しております。いずれもその現体育館を解体した後に計画を、後といいますか、その跡地に計画をしているということでございます。

そういったことから、この体育館を残すということになりますと、そういった今後計画の建物につきまして、別の場所ということが課題が出てくるわけでございます。そういった課題を考えますと、今後この来年度で白鳥中学校のグラウンド、それからいろんな附帯施設、そういったもろも

ろの整備を来年度で終了したいというふうに考えてございますが、そういったスケジュールにも影響が生じてくるということがございます。

それからもう1点、社会体育館の状況でございます。今議員がおっしゃいましたが、スポーツ関係者から、そういった施設の不足の意見が出ているということでございます。白鳥地域内には、学校開放体育館が現在7施設ございます。それから社会体育用の体育館、これがミニ体育館も含めると7施設ございます。そこに今お話をしましたように、国の助成を受けまして、中学校の体育館と、それにあわせて格技場、この二つの施設を建設しているわけでございます。

その二つの施設のうち、格技場につきましては……。

(「簡単に説明して」と19番議員の声あり)

○教育次長(常平 毅君) はい。柔剣道と卓球もできるようになってございますので、実は、そこで学校を開放して利用していただきますと、ほかの体育施設が余裕が出てくるということでございます。

それから、年に2回のそういった施設の調整会議も行ってございますが、教育委員会が把握しているところでは、そういった施設の不足を要望するような御意見というのが、直接は耳にいたしてございません。そういったことから、この白鳥中学校の体育館を社会体育施設として利用するという予定は、今のところ持ち合わせてございません。ということで御理解をいただきたいと思っております。

(19番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 美谷添生君。

○19番(美谷添 生君) ただいまの答弁ですと老朽化しているということでございますが、そういうことでありましたら、あれに匹敵するような老朽化のものは、全部建てかえるという方針をお持ちなのかということをおもうところでございます。

そして、グラウンドの整備につきましても、計画図を見る中では、あれを残しても何とかやりくりができそうな気がしてなりません。今書いてある絵のとおりにつくるとすれば、それは支障があるでしょう。そういうことについて、解体ありきということで計画を立てれば、そのとおりだというふうに考えざるを得るところであります。

それから、改築のための助成をいただいているという話でございましたが、その助成については、いかほどいただいて、やはり代替をつくるものと比べて、どのような違いがあるのか。そして、今どうしてもその期限的なことがあるということでしたけれども、壊さんのなら全然期限は要らんわけですので、壊さないような計画を立てれば期限内に全部できるということと、あともろろを言われたその施設ですけれども、もう全部この際、新品にしてしまえという考え方でみえるのか。使えるものはなお精査をして使うつもりがあるのかないのか。そのことについて御答弁をいただきます。時間がございませんので簡略にお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） まずグラウンドの計画でございますが、一応予定としましては、来年度に完成をしたいという予定でございます。これは、一応建設準備委員会にも諮らせていただきまして、確認をいただき、そのスケジュール等につきましても確認をいただいたところでございます。

そういったことで、計画図を見ると、可能性があるのではないかという御意見でございますが、その中で一番最適といたしますか、最良な配置を考え、そういった配置にさせていただいたということでございます。

それから、改築のための助成ということでございますが、今、白鳥中学校の体育館の新築の国の助成は、およそ1億円でございます。

それから、その老朽化した建物をすべて建てかえるのかということでございますが、これは、今もそれぞれ学校施設につきまして、耐震計画等を策定して進めさせていただいております。耐力度調査、あるいはこの耐震の調査、それを含めてそのやはり危険な箇所は、計画的に補強なり、それから改築なりを進めていくと、その基準となるところが点数であり、耐震の場合はI sという数値でございます。それに基づき進めさせていただきたいという思いでございます。

一応そういうことでお願いをいたします。

（19番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 美谷添生君。

○19番（美谷添 生君） 答弁につきましては、皆さんが理解できるかできんかは、ようわかりませんが、そういうことで聞いておきます。

そして、先ほどの補助金は、体育館だけで1億円というふうに、いいですね。

（「はい」と教育次長の声あり）

○19番（美谷添 生君） そうしましたら、ただいまのやりとりを聞いていただきまして、市長さんにお伺いをいたします。現体育館を残すことについて、これは絶対不可能なことなのか、残す価値はないものなのか、市長の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 私といたしましては、計画どおりこの体育館は、社会体育館に残して使いたいというお気持ちはあろうかと思いますが、先ほども御説明しましたように、それを新しい体育館のほうも学校開放等をしてまいりますし、そういった意味では、これまでの計画どおりにやらせていただきたいと考えております。

（19番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 美谷添生君。

○19番（美谷添 生君） それでは、次の質問に移りたいと思っております。



次は、発電事業の可能性についてであります。以前にもこの件について質問をしたことがございますが、そのときと現在とでは、国の電力事情が大変様変わりをしてきているということで、改めてさせていただきたいと思っております。

今回の東日本大震災の原子力発電所の事故について、どんなことになってどうになっているのか、全くわからんような状態でなかろうかと思っております。原発の安全神話なるものは、もろくも崩れてしまいました。この中部電力のエリアにおいても、総理大臣の要請を受けて、去る5月13日、浜岡の4号炉が停止をし、翌14日には5号炉も停止をしたというようなことで、現在中電では、原発は動いておらんというふうに承知をいたしております。

中電の原発による電力の供給は20%程度だというふうに報道されておりますが、そうであるならば、現在より20%節電すれば、それに対応できるという状態で、8割もこれは節電せにやならんというようなこととわけが違いますので、これは皆さんがその気になれば可能な数字ではないかというふうに思いますが、トヨタは、休日の変更をいち早く打ち出しました。今までの生活の形態が至るところで変わってくる、そんなことに戸惑いがあるかもしれませんが、経済界の取り組みというのは、実にこれは素早いというふうに感じをいたしております。

従来、新エネルギーというのが、石油・石炭の化石燃料ではなく、自然の中で繰り返し生み出されるエネルギーというふうに言われておりましたが、今は、自然エネルギーとか再生可能エネルギーというふうな表記になってきたような気がいたします。

実際、私は、原子力のほうがむしろ新しいエネルギーではないかというふうに思います。最も新しいエネルギーであり、そして制御方法がわからない、得体のしれないものであるということが、今回のこの原発の事故ではっきりとしたわけであります。今こそ人類の英知を結集するというと大げさかもしれませんが、もう自然エネルギーに回帰することが必要ではないかというふうに思うわけであります。そして、今こそ原発によらない発電、あるいは蓄電、送電の技術開発と新たなルールづくりをするよい機会ではないかというふうに考えます。

政府は、2020年代に自然エネルギーの総電力に占める割合を20%にすると公言をし、電力会社の発電・送電の分離や地域独占についても議論をすると表明をいたしました。

先般、ある週刊誌に、「原発やめますか、続けますか」というタイトルで、一流企業トップ100人、有識者50人に対するアンケートを行ったということが記載をされておりました。結果は、企業のトップは、ほとんどが答えられないとか無回答、条件つき稼働が数人と、100人の中でその程度でありました。有識者という人たちは、7割以上が全面停止か段階的に停止というものでありました。この理想と現実の難しい問題であることが改めて感じられますが、この原発に対する市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 大変難しい問題でございますが、私もこの原子力発電というもの、これは、いろいろな安全で安価でクリーンなエネルギーというようないふ文句もございました。また、非常に私が印象的に残っているのは、この日本の原子力発電というものが、言わば二重三重四重のその安全措置が施されているものだと、いわゆるフェールセーフ、失敗しても安全だと、あるところで不具合が起こったり故障が起こったり操作ミスをしたとしても、その次の段階でこれが安全なほうへ制御できるようになっているんだ。そこも破れてもその次のところでというような形で、言わば二重三重四重のこの安全措置というものが施されているのが、原子力発電であるというような説明も今まで聞いておりました。しかし、現実には福島第一原発というこうした事故が起こって見ますと、よくそういう例えて神話というような言い方もされますが、やはり人間のまだ科学技術の知恵、そうしたものが及ばないところで起こってしまったなという思いを持っております。

今、私たちに突きつけられている問題は、現在、しかしそうは言いながらも、日本の電力の約3割に近い発電をいたしておるわけでございますし、相当数の原子炉というものがあるわけでございますので、これをどうするかということと、それから日本のエネルギー全体の政策の中で、今後どう位置づけていくかと、この二つの問題に真剣に立ち向かっていかなければいけないということだろうと思います。

その中で、前段のほうについては、とにかくこれを福島のようなことがあってはならないということで、やはり現在あるものについて、まさに文字通りフェールセーフの二重三重のやはり安全な手立てというものを、特に電源等が切れないようにするというようなことで、先ほど申し上げました、とめる、冷やす、閉じ込めるという、万が一のときのこの原子力発電所そうした機能が、確実に働くようなことをまずすべきであるというふうに思っております。

その今後の問題については、確かにお話がありましたように、今自然エネルギーの現在1%ほどのシェアのものを20%ほどに持っていくんだと、こういう現政権の考え方、それを外国で宣言をなさいましたけれども、こういったことがいかにして可能であるかどうか。こうしたことをやはり冷静な議論の中で、今言ったもろもろの方向づけをしていく必要があるというふうに考えております。

（19番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 美谷添生君。

○19番（美谷添生君） ありがとうございます。明確には答えられないことだというふうに承知をいたしました。

以前、私の父が、人間は電気というものを発明してどんどん使うようになると人類は滅びるということを言っておりました。どういう根拠で言ったのかは定かではありませんけれども、そういうことを言っておりました。この電気の過剰利用、過剰な必要性によって、この得体のしれない原子力というものに手を出したツケが、いつかは来るような気がしてなりません。

そこで、先ほど言いました発電事業をやはり開放するといいますか、そういうこと。それから送電事業は送電として公共化する、あるいは蓄電の技術をもっと高めるといようなことについて、真剣な取り組みをいただきたいというふうに思います。

それから、前市長の時代ですけれども、郡上市で平成18年度に策定した新エネルギービジョンというのがございまして、その折、19年だったと思いますけれども、市長は、実施の可能性について検討していきたいというふうに述べておられますが、可能性については、またどうなっているのかなということをおっしゃっているところでもあります。

郡上市でも、発電事業に積極的に取り組み、自前の電気を確保することは、重要ではないかと。そして郡上の資源を活用した発電所の建設について、どう思われるか。また発電事業参入には、どんな問題があるのか、まずお伺いしておきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

御指摘のように、郡上市では、平成19年に新エネルギービジョンというようなものを策定いたしました。いろいろな可能性を探ったところでもございました。この議論は、私が市長になりましたから、大分やった覚えがございまして、このエネルギービジョンにおきまして、太陽光、風力、水力、木質バイオマスとこういったようないろいろな可能性を探ったところでもございます。

その中で、特に水力発電につきましては、市内幾つかの適地というような中で、大鷲の堰堤を使った発電所というものはどうだろうというようなことがございました。しかし、これは、いろいろ検討した結果、やはりなかなかこの発電事業を採算をとってやっていくということに対しては、なかなか大変であるということ。大変多額な投資も必要であり、郡上市の現在の財政状況では、この点については難しいという結論に至ったということをお話を申し上げましたが、水力発電については、私はこの状況は現在も変わっていないと、この規模の大鷲堰堤というようなものを使った水力発電所というようなものの事業の可能性というようなものについては、私は今も状況は変わっていないのではないかとこのように思います。

エネルギーの事情というものが大きく変化してきたという中にはありますが、やはり市というものが発電事業というものに取り組むということになりますと、やはりそこにはその投資に耐えられるかどうかといったこと、あるいはつくった後の採算性がどうかというようなことを厳密にやはり考えるべきであろうというふうに思っておるところでもございます。

あと、風力とかバイオマス等についても、郡上市においては、なかなかこれを発電事業として事業化するということが、なかなか困難ではないかという思いは、現在も変わっておりません。太陽光につきましては、現在非常に、これはむしろ事業としてやるというよりも、各家庭において、現在大変郡上市においても試みておられるところもございまして、郡上市においては、郡南中学校に

において設置をいたしまして、これまで11カ月ほどの実績がございますが、そうしたものを見る中で、適切な補助事業等が得られれば、あるいはそうして、現在太陽光につきましては、当時議論をしていたときより、大分それを42円というふうな形で買い取るというような、それを自然エネルギーをそういう形で開発を促進するということで、その電力会社が買い取った負担をまた一般の電力料金に乗せて、その皆さんにも負担をしてもらうというような制度が出てきたというような中で、一つ展望は出てきているのではないかというふうに考えております。

(19番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 美谷添生君。

○19番（美谷添 生君） 私は、以前そのときの質問の中で、郡上のエネルギー資源の中でも、水力が特に実用的で森林とともに郡上の大きな資源であり、郡上の自然が続く限り、恒久的に存在する無限の資源であると。そして小水力発電は、郡上を救う可能性がある、そこで小水力発電のまちを宣言し、全国の小水力発電のまちネットワークを構築するような運動をしたらどうかという提案をした覚えがございます。

そこで、これはちょうど5月9日付の岐阜新聞でありますけれども、「エネルギーの地産地消」という副タイトルで、「東京電力福島第一原発の事故後に注目される再生可能エネルギー、巨大なダムをつくらず、自然の川の流れなどを利用して発電する小水力発電への関心が高まっている。規模は小さいものの低コストで安定的な発電ができるが、利点とは」ということで、山梨県の都留市では、市民発電所を建設し、小水力発電の町を売り物にしていると。

また、環境省が1月に発表した「再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ」というものがあるようでありますが、これで、河川で1,400万キロワット、農業用水路で30万キロワットの潜在能力があると。小水力発電関連の企業や研究者でつくる全国小水力利用推進議会というのがあるようではありますが、ここは、農業用水などの水路が各地に存在する日本には、小水力発電の適地が多く、地域に根差した分散型発電の手段として重要だと。地方自治体などとの協力でモデルとなる開発事業をつくり、普及を進めたいというふうに書いてあります。

白鳥町の石徹白においては、小水力発電に地道に取り組んでおられ、今までに水路に直接入れるらせん型の水車による発電をしてみました。このたび上掛け式、いわゆる水を上からぶつける水車ですけれども、それによる発電施設が完成したということで、議員の皆さんにも案内で来ています、この19日にお披露目の会があるようであります。最大出力が2,200ワット、常時750ワットの小さなものでありますが、その完成ができた。

また、富山県では、市民の出資を募ってファンドをつくり、小水力発電所を建設しようというプロジェクトが動き出しているようであります。原発事故の後、問い合わせがふえて、この出資を決めた人もたくさん見えるようであります。原子力は危ない、要らない、放射能を次の世代に残せな

いというような声の中で、だそうでございます。

そういうことも踏まえながら、小水力発電に対する市長の考えについて、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 先ほどは、大鷲堰堤を使ったような水力について申し上げましたが、今お話のありましたようなもっとももっと小さな規模の小水力発電、郡上市内におきましては、今御指摘のありましたような石徹白においても、さまざまな試みがされております。

また、明宝の二間手の「源右衛門」という民家でございますが、これについても新エネルギーのモデル事業ということで、やはり水車を回す電力というものが、発電というものが今やられております。

そういうことで、これもいろいろと技術が進んでいく中で、私は郡上市としては、この小水力発電については、大いに注目をしながら、今後市としてどういうことができるかということを検討してまいりたいというふうに思っています。

(19番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 美谷添生君。

○19番（美谷添生君） ありがとうございます。ぜひとも、この小水力の発電について、郡上のこの立地を生かしたものになるよう、また御指導をいただきたいと思います。

いろいろあとエネルギーについて通告しておりますけれども、また、後ほど同僚議員が随分この件についてありますので、一応私のエネルギーに対する質問は終わりますが、政治家というものは、やはり夢と理想を掲げて、その実現に向けて行動することが、やはり大切であろうかと思います。

ギリ貧でありました内閣の支持率も、菅総理が浜岡を停止するという提案をしたら、ぐっと上がりまして、やはり国民の思いがそこに見えたのではないかというふうに思います。ただ、後の方策がちょっとお粗末でありますので、またやめやめという大合唱で、近々退陣をしなければならんというようなことではないかというふうな状況であります。この原発についても一たん停止した原発の再開は、これは地元の了解等、またいろいろなこともありまして、なかなか困難であろうと予測をされます。人類だけでなく、すべての生き物が生きていける環境を未来へと引き継いでいかなければならないとき、日置市長の勇気ある決断を期待して質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（池田喜八郎君） 以上で美谷添生君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分を予定いたします。

(午後 2時18分)

○議長（池田喜八郎君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

（午後 2時31分）

◇ 山 下 明 君

○議長（池田喜八郎君） 6番 山下明君の質問を許可いたします。

6番 山下明君。

○6番（山下 明君） こんにちは。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、4点、質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、国・県・市道の維持管理についてということで、先般、産業建設常任委員会で、市内視察を行い、事業の進捗状況及び完成後の経過報告を受けました。たまたま当日は雨という状況でありました。それぞれの現場のこと以前に、道路の維持管理の点で大変問題があることを再認識をいたしました。問題は、道路の舗装であります。

以前、道の駅で単車といいますか、オートバイでの観光客に話を聞く機会がありました。舗装道路に穴があるのは想定外であるというふうなことであります。そういったことで、ツーリング中ですけれども、何度となく危険を感じたことがあると言われました。

道路ですけれども、けさの段階で、自宅から庁舎まで来る32キロの間に、深さのことは1センチ、2センチのところもありますけれども、7カ所、20センチ弱の穴があります。その都度、国に気をつけていただいているということで、23年度も地域戦略交付金というふうな形で、舗装道路の予算的には見てやられるようですけれども、郡上市内それぞれの市道・県道ですけれども、雨の日に通りますと、そのとき産業建設常任委員会のときは、運転をされた方がマイクロバスで市の職員というふうなこともありましたが、自分が見とっても危険なというような状況でありました。

それは、晴れた日はわからないですけれども、雨の状態ですと、わだちができて、それこそわだちのできている距離が何キロあるか数え切れないぐらいあるということで、そこを自分は車で運転しているときですけれども、歩道に学生がいた場合に、そこに跳ね返りがかかるというふうなことも時々見受けられますし、そういったことで事故として、そういった列に車が滑って集団登校の場に突っ込んだ場合は、問題にしていろいろ対策をとりますけれども、そういったことの表になかなか出てこないちょっとした事故等々につきましても、こういったことも置き去りということにはなりませんけれども、予算の面からもなかなかやれないと、そういったことで国・県道については、要望の段階でその新規な道路ができないという状況の中では、そういった既存のある道路については、安全に通れるような状況で要望をしていただきたいということと、それから市道につきましても、市長の判断でやろうと思えば予算はいつでも、いつでもということではありませんけれども、見つけて安全な道路で通行ができるような状態にするというふうなことを思いました。

そういうことについて、一括でちょっと質問をさせていただきますけれども、それと、林道の関係ですけれども、1週間ぐらい前になりますけれども、高鷲の中で、あるイベントで、鷲ヶ岳の頂上というか、中腹まで行ったんですけれども、側溝よりも道路が低い状況でもう流れてしまって、道路の機能というか、軽トラでは行けるけれども、乗用車ではなかなか行けないというふうな状況、そういったことも含めて、必要であるからつくった道路がほとんど機能しにくいような状況にある、そういった点も新規のところができないのであれば、そういったことは完璧に行っていく、そういったことの方向性で聞きます。

また、その維持管理の面でいいますと、ガードレールのことですが、道路に舗装がある上に舗装をするというふうなことがたまにあります。そうすると2センチ、3センチ、路盤が高くなり、ガードレールはそのままの状態ですと、冬、雪が10センチも積もったその状況になりますと、プラスになってガードレールの機能を果たし得ないようなガードレールもありますし、それから歩道のことですが、この前も補正といいますか、専決で出とったグレーチングにとげがあってパンクし、故障をしたとかそういったことが出てきますし、夜といいますか、今散歩といいますか、ジョギングを夕方される方がかなり見えますけれども、歩道を歩くのが危ないような状況、ちょっと暗いときに、そういった面で完璧な歩道でなく、何ちゅうかグレーチングの上を歩くような感じの歩道が結構あって、それにそれこそ下を見なければ歩けんような状況のところもあるということで、そういった面。

また、橋の関係では、西洞地区の、もう西洞の国道から下へ降りたところですが、橋があるわけですが、そこも下が掘れて危ないような状況で、上に鉄骨が置いてあって、もう気をつけて通らにゃ通れない状況、そういったことも要望としては出ておりますけれども、なかなかやれないと。何かがないとやらせないということでもなしに、そういった面も人の命がかかっているというふうなことでありますので、そういった面について考え方を聞きたいということと。

それから、前谷とか二日町の関係の道中、通るところの地域からの要望を見させてもらったんですけど、その中でも舗装の関係とか道路のり面とか、そういったことの補修が、22年度にはできないところは、23年度で継続であるというふうな要望、要望の中では2割・3割がそういった道路の維持管理のようなことが毎年出ているということで、そういった面がなぜ進まないかということと。

それから、道路に関しましては、そういった穴でオートバイなんかこける事故の場合は、今まではそれほどなかったわけですが、今弁護士とかそういう方々がふえたのも原因かもわかりませんが、いろいろ訴訟の関係、そういった面も今後としては出てきますし、たまたま自分がこけたところでも出てきますけれども、こけてそれが歩道に行って、歩いている子どものほうに行くちゅう可能性も出てくるので、そういった面を本当に気をつけて、ところどころこうやって

補修はしてみえるところもあるんですけども、さらにやられることと、今後のそういったことについてをお聞きをいたします。

1点目は、まずそれだけ。

○議長（池田喜八郎君） 山下明君の質問の答弁を求めます。

武藤建設部長。

○建設部長（武藤五郎君） ただいま山下さんの御質問ですけれども、道路の舗装の維持管理につきましては、国・県・市とも通常業務の中でもやっておりますし、パトロール等も実施する中でやっております。

それから、地域の皆さんの要望というか御意見を聞いて、現場へ行ったりしておりますけれども、国においては、今、約、八幡維持管内ですと62キロを維持管理して見えますし、県によりますと約398キロ、市におきましては市道が1,100キロの維持管理をしているわけでございますけれども、それで国・県につきましては、二車線道路が多いというようなこともございますし、市道につきましては、二車線よりほとんど一車の4メートル、5メートルの道路が多いという中で、国・県におかれましては、二車線道路ですと、今のわだち掘れとか、議員が言われましたけれども、特定の区間を区切らる中で、そのひび割れが40%以上、それからでこぼこというかわだち掘れが一応4センチという目安で維持補修をやっておりますけれども、ただ、その3センチだからやらないということではなくて、やはり現地を見た場合に、横に歩道があってはねがかかるとか、家にかかるとかいうようなときについても、やはり現地を見ていただく中で、やっぱり緊急度の高いところから修繕はやっていただいているのが、現状です。

どちらにしましても、やはり維持管理ということで補助金もありませんが、市独自の予算でやるわけですけれども、限られた中ですので、極力その辺は、危険度の高いところからやっていきたいということを思っておりますし、そしてまた、先ほど言われましたように、延長の長い大々的なような箇所につきましては、事業化をやはり乗せた中で済ませていきたいというふうに思っています。

（6番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 山下明君。

○6番（山下 明君） そういった状況の説明ということでなしに、今後そういったことができる方向でやるのかできないのかって、そういったことだけでちょっとお願いをします。時間の関係で、次ですけれども、県内の今新聞等で出とった話ですけれども、県内の基幹的な水道管のうち、想定される最大級の地震に耐えられるのが30.6%というふうなことがわかったわけですけれども、これ郡上市の状況ということでお聞きをしたいということと。これはなぜこれを聞くかといいますと、説明を聞かれますとまた長くなるので、多分そういった整備がされているという状況の中で、郡上市の場合とか、今の災害形態が集中豪雨とかそういった形で地域限定のこと、今の東北にしたって



東北が限定されてやるというふうなことで、郡上市の場合の下水道管の関係ですけれども、地震で揺れるところと、道自体が崩壊して水道管がだめになる、施設のすぐ一番下流でいかれば、全部がだめになるということで、緊急時には、水とか、さきに食料品の備蓄というふうなこともあったんですけれども、一番重要になってくることは、一番下流でそういった下水管が故障すれば、例えば八幡、この庁舎から見るところ全部がトイレに行けないちゅう状況になると思います。

それが、水、そういったものについては、今の話、部分的なところですので、二、三日すれば、何とか来ると。けれども、トイレについては、トイレを用を足すところがないということで、それについては、前にも合併処理槽を残せばというふうなこともあったんですけれども、公民館については、頻度が少なくてなかなか維持をしていくのが難しいというふうな状況の中で、今で言うくみとり式のところを、庁舎、避難所には完備をしていくと。それだけのために、くみとりのトイレをつくるということになると、むだなことが出てきますので、それについては、地下式の水槽ですね、消防のときの。普段は水槽の機能をやって、地震災害のときには、それをポンプで抜いて、そのところへあらかじめそのトイレのあれをつなぎ込みして、昔で言うあのぼっとん式の、くみとり式のトイレがすぐできる、その施設を避難所の近くには備えておかなければ、それこそ簡単に右から左にやろうよというようなことではないので、そういったことは、今から考えておかなければ、一番大事なことではないかということと。

それと、これは災害に向けて今から準備をするという意味でありますし、もう一つは、一昨日のところで補正が通ったわけですけれども、放射能の測定機を2台買うとかという話で、それは将来的とか必要性はわかるということですが、それが納入がどのぐらいかかるかという質問に2カ月かかる。2カ月かかるということは、それだけ今東北地方、現場で必要なとか需要が満たないからこちらが遅れるということで、今ここでなぜその郡上市として、この東北での近いところで必要なところを、それこそ何年前になるかわかりませんが、オイルショックのときにトイレトーパーをおじさんとかお婆さん、自分も含めてですけれども、トイレトーパーを買った状況と何ら変わらないということで、それこそそういった予算は繰越明許費で堂々と。被災地の需要があるから郡上市はそういう生産が軌道に乗ったときで十分いいわけで、もしこのところで、福井県とかどうのこうの近くで、原発の放射能の危機があった場合は、どこから持ってくれば対応できることを、なぜ補正予算を使ってまでやらんでも、来春でも、それは2カ月3カ月もまって、どこでもこう供給のほうができればということですが、そういった面も考えますと、ただ単に過剰にそちらのことで、先ほど適正な何やったかな、そういったこともやれということですが、それを含めて可能性をお聞きをします。簡単をお願いします。まだ1点目ですので。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

まず御指摘のその郡上市内の水道管や下水道管が耐震という問題に対して、どの程度の強度を備えているかということをございますけれども、御指摘のように、阪神・淡路大震災が平成7年に起きたわけですが、その際にそれぞれ上水・下水等については、阪神・淡路大震災級の震災が起きても大丈夫なようにという構造指針が示されました。

そういうことで、現在、郡上市の上水道、簡易水道が阪神・淡路大震災級の後に定められた基準に対応している、まず管路は大体26.7%でございます。それから浄水場等の施設がその基準をクリアしている比率は35.2%でございます。それから下水道のほうは、御承知のように郡上市は大変遅く整備をしておりますので、ほとんど管路でいいますと91.5%はクリアしております。それから処理場等の耐震化率は、その阪神・淡路大震災以後の基準に76.5%の適合ということをございます。しかし、特に水道等については、比率が低いわけでございますので、いろいろ統合の事業等をやる中で、その基準にあうように進めてまいりたいというふうに思います。

それから、ただいまのトイレの問題でございますが、このトイレの問題は大変大きな問題だろうと思います。御指摘のように、簡易トイレ等もございますし、一時議論をたしかした中に、例えば学校の校庭に溝を掘って処理をするというような処理の方法もあるという議論をした覚えがございますが、今御指摘のありましたような、マンホールを使って、一時的にそのマンホールを言わば一種の緊急の便槽として使うというようなことをございます。この方法はございます。1号マンホールといまして、直径が90センチほどで、深さといいますが、高さが2メートルぐらいのマンホールですと、それで約900人分のその1日のし尿がそこに貯められるということをございますので、今後そのそういうほとんどのものが公道にマンホールは設置してございますが、交通の特に緊急輸送道路等の支障のないところであり、また避難所の近くでそういうものが活用できるという可能性もあるところについては、そういうことを検討してまいりたいというふうに思います。

それから、今の放射線の測定機でございますが、たしかに予算化はさせていただきましたが、そういう形で緊急に、現にそういうことに苦しんでおられて必要なところもあるということ、恐らく今そういった点は、メーカーがちゃんと優先的にそうしたことを配慮しながらやっているということで、たしか半年ほど待たなければならないということだったと思います。

それで、ただ、これは半年後だから、その半年後に予算化してそこで注文したら、また半年待つてくださいというような話にもなりますので、予算的にやはり措置をさせていただいて、やはりきちっとそういう手続きを進めて待っていないと、もしその期間にどうしても必要だということになった場合に、なぜ手を打っておかなかったのかという話にもなりますので、手を打たせていただいたということをございます。決して東北地域で実情があるやつを押しつけて、買い占めというような意味合いを持つような購入をするという意図はございませんので、御理解をいただきたいとしたいと思います。

(6番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 山下明君。

○6番（山下 明君） 今の測定機の関係ですけれども、買い占めとか、2台ですけれども、各地域、関係ない地域が、とりあえず当面は、皆さんがそうやってやることによって、そういった危機感をあおられるということもあるので、自治体単位がそういったことに走らないほうがいいではないかということと、それと半年後しかできない状況なら、その時点で予算化のことが、今慌ててというようなことでなくてもというふうなこと等を思ったから質問をさせていただきました。

それと、時間が多分なくなるので、ちょっと3点目を先に行かさせていただきます。

障害者雇用の現状についてということですが、これは数年前の一般質問の場で、障害者の雇用の促進に関する法律に基づき、郡上市は、法定雇用率をクリアしていないという問題点を指摘をさせていただきました。

その後、市として障がい者を雇用して、法定雇用率に達したわけでありましてけれども、本年6月1日時点の法定雇用率に対する具体的な数字、人数、内訳として、重度心身障がい者、重度知的障がい者の条項及び労働時間は、どうなっているのかを1点目としてお聞きします。

2点目は、郡上市内の民間企業の中で、企業と特殊法人及び独立行政法人は、どのくらいで達成率がどうなっているのか。また、教育委員会は該当しないのか。プラスその当時からの指導とか、企業へのお願いした状況についてお聞きをしますことと。

それから、障がい者関係について、まとめて質問をさせていただきます。

障がい者の雇用促進については、厚生労働省の機関で岐阜労働局が実施しており、市などの地方公共団体も一事業所として労働局の指導を受ける立場になっております。

22年の岐阜労働局の行政方針の中で、障がい者の雇用対策の推進ということで、短時間労働者の参入及び除外率の引き下げから、未達成となる可能性のある企業への指導、それとかトライアル雇用制度、精神障害者等ステップアップ雇用奨励金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金等々たくさんこういった制度があるわけですけれども、こういったことに市として協力していくということを言いたいわけですけれども、この制度すらどういったことか、産建委員をやらせてもらって内容も知らんことで大変申しわけないですけれども、こういったことで健康福祉部長の位置だと多分全部わかると思いますけれども、こういったことを各市全体の中で、今の雇用率の関係、市長公室での関係だと思えますけれども、そういったことで、同じこういった対策の中で、縦割りの弊害というふうなことですけれども、把握しているのか。していて現在こういったことがやられているのか。また、これは説明を受けますと、大体終わりになりますので、こういったことも協力してやる必要があるではないかということと。

それから、そういった中で、これもこういったところからいろいろこう対策の推進とか、そうい

ったメニュー、そういったものが出てきますと、本当にいいことが書いてあるけれども、結局実際の雇用者、障がい者に対しては、そこまで働きとかそういう制度が周知されないし、そういうことも活用がされていないというようなこと。この中には、もう一つ障害者福祉政策と一層の連携強化による福祉的就労から、一般雇用への移行促進というふうなこともあって、本当にこれが実現されれば障がい者の方にとっては、今以上によくなるというふうなことがあります。

そういったことで、こういったこともいろいろ縦の段階でなく、いろいろ庁舎内で話、横の話し合いをとる中でいろいろ進めていただければということで、その両方をちょっと済みません。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをします。

まず、市自身の障がい者の雇用の状況でございます。これは、御指摘がありましたように、数年前に山下議員に御指摘をいただいた時点では、市はその2.1%という水準をクリアしていなかったわけでございますが、その後、努力をしておりますして、平成21年に2.21%になって、22年は2.24%でございました。

それで、ことしの6月1日現在の状況はどうかということでございますけれども、今お話がありましたように、この比率を計算するのには、いろいろ除外対象になる職員の数であるとか、あるいは例えばその分母になる職員の数をどう計算するかというようなことで、例えば短時間労働者の人の数も、0.5人分という形で分母のほうもふやさないというような基準ができてきたり、あるいはその一定の除外率と言われているようなものが、雇う側にとって厳しくなって、20%除外できるところが10%になったというような形で、分母の計算の仕方が変わっておりますが、平成23年6月1日現在の本市のその計算比率で計算するための職員総数、計算上の職員総数は1,329.5人でございます。そうした職員総数がそれだけでございまして、そういう除外率とか除外職員数等を最終的に調整をしますと、分母となるべき数は1,124.5人でございます。

そして、今度は、分子のほうの障がい者数のほうは、現在郡上市で雇用しております障がい職員は、実人員数で18人でございますが、これも障がいの度合いによって、重度の方は2人分というふうな形で計算できますので、その分子になるべき数字は24人ございまして、これが従って24人を1,124.5人で割ると、ただいま申し上げましたような形で、2.13%ということで、2.1%をクリアしていると、こういうことでございます。

それから、一般の企業のほうでございますが、郡上市内のこの企業でございますが、56人以上の規模の企業に対して、この雇用の義務の法定雇用率が適用されるわけでございますが、郡上市内でそういうこの法定雇用率の義務を課せられる企業数が、全部で16社でございます。それで16社の中で現在その民間企業の場合は1.8%でございますが、雇用率が、それをクリアしている企業が9社でございます。したがって、56.3%ということでございます。

今の御質問の単に市だけがやるのではなくて、こうした市内の民間企業に対する雇用についても、市のほうも努力すべきだということであろうかと思えますけれども、もちろんこの所管の役所は、労働基準局でございますが、郡上市としまして、例えば雇用対策協議会等において、いろいろと特別支援学校の先生あたりからもそういった希望が出てまいりますし、そういったお願いはしてまいりますというふうに思っているところでございます。

(6 番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 山下明君。

○6 番（山下 明君） 今、現状としてはクリアしているところですが、これにつきましては、前も話を出したわけですが、市からの受注をしている業者に対しては、障がい者の雇用者、雇用をしているところを優先的にとか、そういった面も含めまして、今後いろいろなことで考えていただければということと。

それから、先ほども東北の地震のことで話題になるんですが、この義援金の関係、郡上市だけでも5,000万円余が集まって、東北や赤十字に送られると。それから郡上市を通さないところで、同等ぐらいの義援金が直接新聞社とか、そういうところから行かれているのではないかと。そういうふうなこと。そういったことを考えますと、郡上市民の中で、本当にそういった被災に遭われた方の苦しい方に対してやろうよという気持ち、そういうきずなとか、そういうことは、十分この今の現状を見ればわかるということですので、こういった障がい者の関係、本当にその途中で、事故等で障がいになられた方もおりますけれども、特に産まれたときから障がいを持って産まれた方、そういった面につきましては、こういったことを訴えれば、それこそ基金的なものまでできるぐらいなことはできると思いますので、それこそ普段僕らがやっている頼母子講ではないけれども、お互いにそういったところへは行こうよという気持ちを、だれだれのところの子どもがという意味でなしに、これから産まれる子を全部含めて、そういうシステムを市としてつくっていくのが一番理想的ではないかというふうなことで質問をさせていただきました。

それでは、次へ。2点目のところへ戻らせていただきます。

市内のバス関係の現状及び考え方についてということですが、これは東海・北陸道のひるがの高原サービスエリアのバスストップの開設時に、市長は、北の玄関口と位置づけて、観光産業の発展に役立つということで説明をされました。運用も高速バス会社が、ひるがの高原バスストップに土日は停まらないということで、観光目的として利用しにくいのではないかと。ことを思います。

また、その後の利用状況がどうなっているのかということと、それに対しましては、冬にあったあの緊急雇用制度を活用して、その後の利用目的とか動向調査を行う必要があるのではないかと。いうふうなことを思い、これも前のときと重なる部分もありますけれども、それと、ひるがののサー

ビスエリアのバスストップに停車する高速バスは、現在では岐阜バスコミュニティの八幡のあの高速白川郷線だけでありましてけれども、それ以外の停車に対する取り組みはどうなっているのか。また他社が停車しない理由は、どういうことかということをお聞きをいたします。

時間の関係でこの項目のところを一遍にいきますので、お願いします。

それから、公共バスを利用したあの郡上の史跡めぐりというふうなことの企画のことですけれども、市の運行する自主バスは、土日は運行していない路線がかなりあるというふうなことで、空いている公共バスを利用して市内の史跡めぐりができないかというようなことです。

これは、前にも各イベント、例えばですけれども、盆踊りのときにバスで八幡へ来ていただく、また雪祭りのときにバスを出していくというようなこと、それから明宝の掛け踊り、お祭りにそういったバスで行くとか、そういった形で多面的なバスの活用というふうなことでちょっとお話をしたんですけれども、これをするによって、企画をすることで、料金とかそういうことは適正に取って、それでも利用されるぐらいな魅力的なものはつくれないかということで、またこれについては、自分もそうですけれども、ああいう道の駅とか、そういったときのイベントなんかに行ったときでも、その場でどうしても何か物を買う、白鳥に行けばあそこの道の駅で梅干を買う、和良に行けば和良で団子を買って食べるというようなことで、人が動けば経済的な効果も出てくるということで、そこでそれが売れる、売れるということはそこでつくってそこに納めている人、この郡上市の中の本当に今から起業をしていかれるというようなところまで配慮ができるというふうなことで、ただ単に、そのバスが空いているからそれを使って市民の方をそこへ行ってもらうというふうなことではなく、別の意味でできないかということと。

つい最近ですけれども、これは岐阜新聞ですけれども、郡上一揆の会が案内板を高鷲に4カ所を設置したというふうなことがあって、4月には、白鳥町で設置されるというふうなことが新聞に載っていたわけですが、そういったことでも、高鷲の場合は、自分としては、あそこにあるということは位置はわかるけれども、ただ立て看板、そこまで行かなければ、どこなのという話になると思います。

そういったことで、そういった郡上一揆のそういう会の看板が何カ所もできるということと、今までにある史跡、そういったことを番号でもつけて、その位置に、四国へ行けばお寺を何カ所も回るよ、順番に1回目には6カ所行ったよ、次には次のところへ行こうよという気持ちになって、七つ目はどこやろうとかそういった気持ちになれるというふうなことで、ただ看板を立てて、そのところへ行けば、こういったいわれがあるというふうなことでは、広がりがないというふうなことを思ったので、そういった面と。

せっかくそうやって立て看板をつくっていただいてやってみえる方が見えるので、そういったこともいろいろ見ていただく、そういったことに、1カ所行けばまた次にまた興味がわいて、明宝の

収集してあるところ、そういったところも行ってみれば、自分も郡上に産まれてから、一回今まで行っただけぐらいで、一遍見ればすばらしさとか、そういうことがよくこんだけ集めたというふうなことも、行ってみた方でなければわからないし、あそこにあれだけのものが集まっているということも知らない人が、かなり見えるというふうなことで、そういったことも含めてそういったことができないかということと。

3点目が、高鷲の巡回バスですけれども、今現在バスの利用者が、月に3人ぐらいのときもあつたというようなことで聞いておりますけれども、いろいろ地元といいますか、その関係の市民の方からいろいろ意見をお聞きする中で、高鷲の場合ですけれども、庁舎では停まるけれども、肝心の湯の平温泉には停まらないと。そしたら、今までは、福祉的にバスがあつたのが、今ではそういった形で温泉に停まらないのはなぜかということでもいろいろ意見をお聞きする中で、庁内でも調整していただいて、今は温泉で停まるような状況になっております。

そういったことで、コースを変更して利用ができるような方向に持っていくというふうなことですけれども、それに対しても今現状として変更した後になつたかというふうなことで、それからまだ利用客が少ないようであれば、その原因がどうなのかというふうなことも調査をしていただいて、その運行経費、今はどれだけかかるのか、それに対してということになれば、いろいろな比較をする中で、現在あるタクシー会社等とも連携をする中で、例えば除雪なんかは機械を貸して、それでやってもらうとか、その運行経費の中でやはり利用をしない人は、風を運んでおるのかというような状況のことをよく言われるんですけれども、バスだけを動かして1人乗っているのになぜ行かないか。タクシーということでスポット的にそここのところに行って、その家まで行けるちゆうことですので、それが経費の中で、同じ経費を使うんなら、そういうところへシフトして、例としてはあれですけれども、タクシー券のこととか。タクシー会社は、なかなか厳しい状況の中で経営をされて見えますので、そういったものに対してやって、バスの分を別の方法でやるとか、そういったことも新しい交通システムという形の中で整備する必要があるというふうなことを思いましたので、これに対して可能性といいますか、今実証実験の段階でどうこうということでありませぬけれども、今後の展望ということでお聞きをして、4点目は、ちょっと皆さんと同じように9月議会にお願いします。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 3点、取りまとめてお答えを申し上げます。

初めに、ひるがの高原サービスエリアのバスストップですけれども、現在、岐阜バス系統で名古屋・白川郷線が、1日1便、運行をしておるわけでございます。1日1往復ということですが、

そこで、実際の御利用の人数であります、昨年の22年10月、これが1カ月で11人、それから22

年11月が29人、それから冬季はちょっと土日運行が、バスストップに停まらないこともありますので、23年になってからは、4月でございますが、これが20人、それから5月は51人ということで、1日当たりの利用が0.615、それから5月は2.7ということで、増加傾向にはあるということでございます。

それから、昨年の秋にちょうど御指摘をいただきましたように、緊急雇用であそこのSAに配置をしておりました職員に、利用状況のアンケートを実施したところでございますが、その間のこれは9月28日から10月14日、17日間でしたけれども、この間の御利用が、合計で9名、1日当たりは約0.5人ということですが、観光が7、別荘地利用が1、帰省が1とこういう状態でございます。

それから、他社のバスの誘致につきましては、21年には、岐阜乗合、濃飛乗合自動車、イルカ交通、それから22年春ですが、名鉄バス、それからことしになりましても、この2月10日でしたけれども、濃飛乗合自動車、それから金沢のイルカ交通、ここへ建設部と商工観光部と市長公室3部で対策の場を持っているわけですが、ここから要望に出向いてお願いをしているところでございます。

また、バス停車に係る駐車スペースの拡大要望を進めておりますが、何しろ非常に混雑するサービスエリアでございますが、確実に交通事業者としては、バス運行のその定時性というものが保たれるかということの御心配もございまして、そんなわけで土日が今外れておる状況がありますが、総合的なこういう対応をしながら、1社1路線、何とか確保していきたいという取り組みを今続けておるところではございます。

それから、公共バスを利用した郡上の史跡めぐりの企画の御提案でございましたけれども、現在、自主運行バスでは、9台のバスで市内13路線を運行しておりますが、土日に運行していない自主運行バスは、小駄良、それから大和ふれあいバスの2台でございます。日曜日だけ運行していない自主運行バスは、相生・石徹白・寒水気良・小川線ということで4台でございます。しかしながら、郡上市といたしましては、市政見学バスとか、あるいはさまざまなボランティアの企画につきましては、この空きバスの利用を行っているところでありますけど、観光を伴うような有償運行につきましては、これは観光事業という形の中で、旅行業取り扱いの資格を持つ貸切バス事業者でなければ、この運行ができないといういわゆるその法制上の道路運送上の取り決めもございまして、そういうことにならない範囲で、ただいま申し上げたような市民の皆様を使える場面においては、利用を図っておるということでございます。

また、郡上おどりの徹夜おどりににつきましては、八幡中学校を大規模駐車場として用意しておりますが、あそこを城下町プラザを市内のバス業者に委託をしまして、この間のシャトルバス運行をしております。さっきちょうど御提案をいただいたような形の一つの事例ではありますけれども、



こういうふうなことの取り組みもしておるところでございます。

それから、最後の御質問ですけれども、高鷲巡回バスは、現在、月・水・金の3回、週3回で1日3便ですね……。

(「市長公室長、簡略に」と議長の声あり)

○市長公室長(田中義久君) はい。了解しました。運行しておりますが、確かに御指摘のような状況ではあります。時間とルートの一部変更をさせながら、今実証実験をしておりますが、そのおかげで、湯の平温泉を経由するルートに変えたところ、これまでの3人4人というものは、16人、6月の3日間だけで16人になりましたので、1日当たり5.3人という利用者となってきているという状況はあります。

実証実験中は、さまざまなことを試みながら、地域の公共交通検討会でも十分検討させていただきたいと思っておりますので、ただいまの御意見を参考にさせていただきたいと思っております。

(6番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 山下明君。

○6番(山下明君) ちょっと違う件ですけれども……。

(「もう質問は」と議長の声あり)

○6番(山下明君) もう質問も何もないけれども、確認だけで。まあええわ、そしたら。済みません。質問が伝わっていなかったのでもっと質問しようと思っただけです。相済みません。どうもありがとうございました。

○議長(池田喜八郎君) 以上で山下明君の質問を終了いたします。

---

#### ◇ 尾村忠雄君

○議長(池田喜八郎君) 続きまして、13番 尾村忠雄君の質問を許可いたします。

13番 尾村忠雄君。

○13番(尾村忠雄君) 議長より質問の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

きょう、一般質問第1日目、7番目ということで一番最後であります。

議場の中は28度と聞いておりますけれども、1年間のうちには、暑い日もあれば寒い日もあるということで、御理解をいただきたいと思います。あと私一人ですので、御辛抱のほどよろしく願いをいたします。

まず1点目でございますけれども、指定文化財の修理・修復について御質問をさせていただきます。

以前にもこの質問をしたところではありますが、指定文化財の修理・修復について、要望を含めて

改めて質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

最近、全国的に建造物などの登録文化財の指定が急増しているようではありますが、今回の質問は、絵画や仏像、美術工芸品などの有形文化財についての質問ですので、よろしく願いをいたします。

さて、県下の国・県の指定文化財は、岐阜市88件、高山市69件であり、郡上市においては、120件と聞いており、県下でも一番多くの文化財を有していると聞いております。

さて、こうした貴重な文化財を保存し、さらには、活用していくことは、地域の活性化を図る意味で、大変重要なことであるということはいまでもありません。

また、文化財を活用するためには、公開に耐え得るような文化財の修復が必要不可欠と考えております。しかし、文化財の修復は、通常の修理と比較して時間と費用がかかります。このため、なかなか進まないのが現状のようであります。

特に、市内での文化財所有者の大半は、地域の神社であったり、また地域の寺院であることから、文化財を収蔵するだけでは、直接収益等につながらないこともあって、修復がなかなか進まないのが実情であると思っております。

そうした中、市の後期基本計画の中で、文化財の調査、保護について重要視されていますし、今後、市の事業に期待するところでもあります。こうしたことを踏まえ、1点目、指定文化財に対して、国・県の対応、修復事業等について、市の考えを教育長にお聞きをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 尾村忠雄君の質問に答弁を求めます。

青木教育長。

○教育長（青木 修君） それでは、市も含めた指定文化財につきまして、国・県・市の対応をあわせてお答えをしたいと思います。

まず、現在、市にどれだけの指定の文化財があるかということですが、国の重要文化財として指定されているものが46件、それから県の重要文化財として指定されているものが105件、そして市が重要文化財として指定をしているものが777件の総数で928件ございます。

こうした指定文化財に対して、国、それから県・市、それぞれが文化財の保存、そして保護、活用のために、必要な支援の事業を行っておりますけれども、国につきましては、国が指定をしております重要文化財について、文化庁の国庫補助事業として採択された場合に、文化財の保存修理事業として補助を行っております。

一方、その県では、国が指定をしたその補助事業について、積み足し補助として文化財の保護活動を支援をするような事業を行っております。

さらに、県の指定文化財につきまして、国とは別に県の事業として、文化財の保存・保護のための事業を実施をしております。

一方、市ですけれども、市は、国と、それから県の補助事業を補う形で、補助の事業を行っておりますが、市の指定の文化財につきましては、独自に文化財の保存のそしてその保護活動に対する事業を行っている、そういう状況であります。

(13番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） ありがとうございました。

先ほど来、大震災のお話が出ております。私も本当に未曾有の大災害ということで、多くの皆様がお亡くなりになりました。本当に心から御冥福を祈るとともに、被災された皆様の早期復興を願うものでございます。

この震災の多くの瓦れきの中で、岩手県の文化財の一つである書物、これは当時の有名な武将の古文書、または兄弟に当てた手紙が出てきたということでもあります。この古文書においても、以前修復していただいたため、海水に濡れてしまいましたけれども、原状に近い状態で残っていたということでございます。やはり文化財の修復は大変重要なことと思っております。

そうした中、市内には、多くの重文があります。ここで長滝の白山神社所有の国の重文であります狩衣について、質問をさせていただきます。

この狩衣は、江戸時代初めに、延年の舞、毎年1月6日に行われております六日祭の中で行われております。この舞で使用されていたもので、合併後の平成16年、国の重要文化財の指定を受けたものであります。図柄は、白鳥文化ホールのどんちょうに使用されており、白山文化を代表する文化財の一つであります。

この狩衣について関係者にお聞きしましたところ、指定を受けたときから修復の必要性を指摘されていましたが、現在まで見送られてきているということでもあります。そうした中、市の教育委員会より、地元所有者に修復の意向確認があったとお聞きしました。地元としては、修復事業は大変ありがたいことではあり、また修復後は、展示・公開等に全面的に協力するというものであります。

しかし、修理・修復には、現実問題、受益者負担が大変困難であるとのことで心配をしておられました。また今回の修復については、文化庁から修復の見通しをわざわざ紹介してきたようであり、裏を返せば、それほど修復の緊急性が高いと考えるようであります。

私も、この狩衣の現物を見させていただきましたが、素人の私でさえも、このままでは保存・公開等は無理であると思った次第であります。この国の重要文化財、狩衣の修復について、教育委員会としてどのように対処していただけるか、教育長にお聞きをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） 先ほど来もお答えをいたしましたその国、それから県・市、それぞれのそ

の文化財指定についての修復事業につきまして、まず狩衣についてお答えをさせていただく前に、現状を県、それから市を中心に、どういう実績があるかということについてお答えをしたいと思いますけれども、国の重要文化財につきましては、16年の合併以後そうした事業は行っておりませんが、県の補助事業としては、日吉神社の大神楽の衣装の新調事業を平成22年に行っておりまして、これには、県・市、それぞれ事業に対して補助をし、残りを所有者に負担をして負っていただきます。

それから、平成21年度には、市の指定の文化財の修復、それから保護事業として、大乘寺さんの山門の扉の修理を行っておりますが、これは市も補助をし、残りを所有者に負担をして負っていただきます。また同じように、21年度に薬師堂の修理事業を行いました。これについても、市の補助と所有者からの負担ということで、事業を実施しております。

国の重文である狩衣につきましては、先ほど議員がおっしゃったように、大変重要な文化的な価値を持つものでして、黄色の地に対して、蝶と梅の文様で刺しゅうがしてあるものですし、もう一つは、黄色の地にボタンの文様で刺しゅうがしてあるとそういうもので、元和6年の裏書があるということですから、大阪夏の陣の数年後ということになるのではないかと、大変そういう意味でつくられた年代がはっきりしておるいわゆる極めて価値の高いものだということで、国の重要文化財に指定をされているわけですが、こうした文化財の保護事業について、どういったその国、あるいは県等の補助が考えられるかということですが、修復についての事業費につきましては、国の補助事業の場合、補助の対象経費の50%としておりますけれども、これは、加算される場合がありますまして、そうした場合は最大85%の補助率となることもあり得るということです。

それから、そうした国にあわせて今度その県の補助率ですけれども、国の補助率が80%以下である場合には、10%以内、85%以内では7%以内というふうに定められております。しかし、10%、7%という率よりは、最近では4%程度ではないかというふうに言われておりますので、この補助率についても、確かなことは現段階では申し上げることが難しかろうと思います。

市は、そうした国・県の補助を差し引いた分について補助をさせていただいておりますけれども、どうしてもそれだけでは不足をしますので、残りの分につきましては、所有者に御負担をしていただくということになろうかと思っております。この所有者の負担につきまして、文化庁のほうの見解では、通常どの所有者であっても一般的には御負担をいただいているというふうな回答をいただいているところです。

こうした今後の修復事業をどのように進めていくかということですが、まずは、1年前に文化庁にこうした計画があるということの申し入れをしなければなりませんので、前年の7月までに申し出をして計画を立て、そしてその後、採択されたら、実際に事務が進んでいくわけですが、こうした修復の場合は、最低でも2カ年ほどはかかるということですので、私どもは、保有

をしていらっしゃる方と、それから県、そして国と協議をしながら、三者の合意が得られたところで、実際の補修のための事務計画を立て、事業の実施に進めていきたいというふうに考えております。

(13番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） ありがとうございます。

国のほうでは、50%、加算されて85%ぐらい、県のほうでも最低でも4%をいただけるというようなことで、残り11%ぐらいになろうかと思えますけれども、それは市と所有者負担ということで、地元と半分半分、フェアなことではなかったかなと思っております。

やはり文化財の指定の経緯について、やはり市の指定文化財は、旧町村時代はそれぞれの尺度で地域のお宝として、指定をされてきました。また国の指定については、全国的なシェアに立って選定基準で指定をされております。

現在、市において、市文化財保護費補助金交付制度を定めていますが、長滝白山神社では、狩衣のほかにも、白山文化ゆかりの文化財を数多く所蔵しておる中、現実的には、市との折半も大変困難なところもあるところでございますので、最終的には、市長の御所見が必要と考えますので、市長の御見解をよろしく願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） ただいまのこの白山長滝神社の狩衣、延年の舞のときに、とうべんという役回りの方がお着になるというふうにお伺いしておりますが、大変貴重なものでございます。国の指定の重要文化財でもございますので、しかも早急に修理をする必要があるということでありますので、ぜひとも国の補助もいただいて、早く修復をできればというふうに思っております。

が、ただいまお話がありましたように、仮に国85、県4%の補助が得られたとすると、後の11%をそれぞれいわゆる所有者と市とで折半をするところということでございます。これそのものにとつて、重要性、緊急性をかんがみたときに、この中でさらに市がもっと持てないのかと、あるいは全額を持ってでもどうだという趣旨かというふうに思いますけれども、何せ国指定だけでもたくさんございますし、県指定のものもたくさんございます。これを例えば仮に全額、いわゆる公費負担で補修をするというような道を開きますと、やはりすべてのものがやはり今後、後に続くものについてやはり全額公費で負担をして補修等をしていかなければならないという問題が出てくるのではないかとこのように思います。

この要綱に従って、一定の市長が裁量を働かせるという文章が入っておりますけれども、いま少し、よく所有者の側からもどの程度本当にぎりぎりのところ負担ができるのかとか、あるいはもっとほかに何か知恵の絞りどころがないのかというようなことを検討をいただいて、ぜひとも早急に

修復ができればというふうを考えております。

(13番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） 長滝神社におきましては、未指定でありますけれども、ことしの春ですね、みこし3体を直した経緯がございます。先ほど申し上げたとおり、長滝におきましては、白山信仰ゆかりの文化財をたくさん抱えております。けれども、今市長が言われるように、整合性も図らなければならないと思っておりますので、よく吟味していただき、特段の御配慮をよろしく願います。

次に、2点目の質問に入らせていただきます。

これは、市の住宅リフォーム促進事業についてお伺いをいたします。

この事業については、市民の皆さんが居住している住宅等について、市内の建築屋さん、施工業者によって住宅のリフォームを行う場合に、経費の一部を市が助成する事業であります。これによって、市内の住宅関係産業を中心とした地域経済の活性化を図り、市民の住宅環境の向上と地域の活性化を目指すものであり、市民にとっては大変ありがたい事業ということであります。

この助成事業については、前年度2月に1,000万円を予算化したところ、約9,000万円弱の経済効果があったということであります。それを踏まえて、本年度予算において4,000万円を予算化したところ、早々に枠がなくなり、5月6日、第3回臨時議会において5,000万円の補正を組み、その中の1,000万円を小規模修繕工事費補助金、別名、住宅ミニミニ助成を新設して現在に至っているところでございます。

こうしたことを踏まえ、まず一点目、現在までの状況、住宅ミニミニ助成について、また、バリアフリー、耐震との併用等についていかななものか、建設部長にお伺いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 武藤建設部長。

○建設部長（武藤五郎君） ただいま尾村議員の御質問ですけれども、市内の経済対策といえますか、活性化を目的に補助制度をやっておりますけれども、平成22年度も含めると1億円のお金で対応しているわけですが、6月6日現在の平成23年度分につきましては、通常のリフォームが220件ございます。それで補助金額としましては5,730万円、それで5,730万円の総事業費を見ますと、約6億3,000万円になりまして、約11倍の額となっております。

それから、ミニミニの小さなほうですけれども、11件、補助金額としましては、88万円で、総事業費としましては、442万円ということで、補助金の5倍ということになっております。

地区別に見ますと、八幡地域が86件、大和地域が32件、白鳥地域が56件、高鷲地域が19件、美並地域が11件、明宝地域が7件、和良地域が9件で、220件でございますが、工事の内容としまして、やはり総改築、家の中の改造というものが109件ございますし、その次にいきますと、屋根と

か、とい、それから外壁の工事というのが50件ありますし、その次といいますと、やはり下水道の切りかえが42件ございます。ミニのほうは、11件ございますけれども、八幡で3件、大和で1件、白鳥町で6件、明宝で1件の11件でございますけれども、内容としましては、やはり下水道の切りかえと樋の修繕の方で6件と3件でございます。それで、現在の状況でも、やはり毎日申請と相談を受けておるのが現状でございます。

2点目の他の事業との併用の件でございますけれども、住宅リフォームのところ、身障者支援とか、高齢者支援、木造耐震化リフォーム助成事業といろいろ助成制度がありますけれども、建設部のほうでは、その事業内容のチェックと見積もりをチェックする中で、施工費用が重複していなければ併用できるということでやっておりますし、関係部とも重複がないかというふうなことで連絡をとりながら進めております。

以上です。

(13番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） ありがとうございます。

先ほど申し上げましたけれども、本当にこの事業については、市民の皆さんに喜ばれる事業だと私も思っております。

その中で、今質問をさせていただいた住宅ミニミニ助成、これが5月の臨時会において新しくできたということでございます。けれども、私はこういった事業をやるときには、いろんなことを考えられたかと思っておりますけれども、できれば一番初めのときに、こういったミニミニ助成のような事業も一緒に入れて皆さんに周知していただく、そういったことがやはりこういった事業の途中であるということは、今までそういったことを思っておられた方もあろうかと思っておりますけれども、やはり当初からあることによって、市民の皆さんにより多く利用されるのではないかなことを思っておりますので、今後またいろんな事業があろうかと思っておりますけれども、そういったときには、よく精査しながらやっていただければありがたいと思っております。

次に、住宅関連ということで、県・市産材支援事業についてお伺いをいたします。

この事業については、郡上市は、森林面積90%を有する市にとって、また地産地消の意味においても促進しなければならない事業と考えております。

今現在、市においては、市内の中学校を木質化ということで、多くの市産材、また県産材も利用しております。これは、まさに郡上市を担う子どもたちに、地の利を生かした事業として、また子どもたちに木のぬくもりを感じていただく事業として、今後も進めていかなければならない事業と思います。

本年度予算において、予算計上し、執行されていると思っておりますが、市産材によって、市民の皆様

が快適な住宅の建築空間を味わって、定住化対策が促進されればと願っているところであります。この住宅建築の支援事業について、現状と今後の対策について、農林水産部長にお伺いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 野田農林水産部長。

○農林水産部長（野田秀幸君） ただいまの郡上市産材で住宅を建設する場合に、支援奨励金をお渡しますよという制度につきまして、御報告をさせていただきます。

議員御指摘のように、郡上市産材の利用拡大と、それから市内の定住促進という意味もあわせて、また地域の産業振興ということもあわせて、そういった目的を持ちまして、郡上市産材を構造材の80%以上に、郡上市産材を使用するなどの一定の条件を満たして、住宅を新築、または購入する場合に、10万円から50万円の奨励金を交付するという制度でございますが、この制度につきまして、平成22年度から実施をさせていただいております、ことしが2年目に入るわけでございます。

昨年度1年間で26件の交付をさせていただきました。今年度は6月6日時点で、既に36件の申し込みがございまして、これにより新たに市の外から18世帯の方が定住をされるというようなことで、残り18世帯の方は前から郡上に住んでおられる方が、郡上市産材を使って新規に郡上の業者でつくるといふものがございますが、そういった状況でございます。これを郡上市産材で置きかえますと、約611立方メートルが使われる勘定になるというようなことでございます。

今、6月6日時点でございますので、今後もさらなる申し込みが予想されておまして、全体で当初予算を超える見込みでありますので、また議員の皆様にご理解をいただきまして、どこかの時点で補正予算で対応させていただければありがたいなというふうに思っております。

それから、今は市の事業でございますけれども、県の事業としまして、県の県産材を80%以上使用する場合等に助成をいたします、岐阜の木で家づくり支援事業というのが県が行っている事業でございます。こちらのほうでございますが、こちらのほうは県に問い合わせをしましたところ、本年度200棟を計画しておりますが、5月末時点で44棟の申し込みがあるということで、これも本年度末には200棟を超える見込みであるというふうにお聞きしておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

（13番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） ありがとうございます。

市産材、県産材の利用をして、皆さん方がお家を建設されるということは、本人にとっても嬉しいことではあると思っております。けれども、最近の家のつくりと申しますか、それが現代風と申しますか、洋風になってきておる状況が多々あるかと思っております。



郡上市産材の木においても、ムクですばらしい木も多くあろうかと思えます。けれども、そういったすばらしい木でも、洋風になりますと、囲ってしまってその木のよさが出てこない、そういったことがとても残念だと思っておりますので、できればこのこういった予算においても、そういった郡上市産材、また県産材について表に出すような家をつくられた方にも、また応分な御配慮をいただければ、この郡上の木が活かされるのではないかなと思っておりますので、御検討をよろしくお願いをいたします。

次に、日本の国は地震大国と言われ、先ほども申し上げましたけれども、未曾有の災害を受けました。東海沖・東南海沖地震も危惧されておりますが、建物の耐久性がまだまだ地震に弱い住宅が存在しているのが郡上市でも現状であります。

また、郡上市でもそうではありますが、高齢化によるバリアフリーも、急速に進んでおります。また昨今、エコという言葉がふえてきている中、住宅にもエコ・リフォームを取り入れる考えが普及してきました。そうした中、今回の住宅リフォームを検証して、効果と今後の事業に対して、市長はどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 今回の住宅リフォーム助成制度は、先ほど御説明申し上げましたように、大変市民の皆さんに多く活用していただいております、またそのそうしたことが呼び水になって相当のそういう住宅改造の民間需要が発注をされたということでは、一つの効果をもたらしておると、大きな効果のある政策であるのかなというふうに評価をいたしております。

今後、今回補正で増加をしました分が、どの程度、市民の皆さんの活用がいただけるかという点を注意深く見守りながら、今後の対応をしまいたいというふうに思いますが、この制度が全くそういうことをする気がなかったけれども、こういう制度があるのでやろうという形での新しい需要を呼び戻したという側面もございましょうし、あるいは今回こういう制度があるので、ちょっと先に考えていたけれども、前倒しをして、やろうというような形で応じられてやっていただいているところもあろうかというふうに思います。

そういうことでございますので、これをずっと続けていっていいのかどうかというあたりのところは、若干、例えばどこかでこの制度をやめたところでは、今度は大幅にこの制度によって前倒しをされていたために、その次の期間においては、そういう需要が全く減少してしまうというような効果をもたらさないとも限らないので、十分そうした点を勘案をしながら、今後活用してまいりたいというふうに思っております。あくまでも今回の制度は、やはり経済の落ち込みというものを少しでもその防ごうという趣旨のものであるというふうに考えているところでございます。

また、いろんな市内にはビジネス事業があるわけございまして、そうしたものの何と申しますか、やはり広く目を向けながら、配りながら、そうした施策を打っていく必要があろうかというふ

うに思っています。

今回の補正で、国・県による造林事業の事業枠が非常に減ったということで、市単独事業で間伐事業が進められるようにということの予算的な措置をさせていただきましたが、これももちろん山をつくっていくという中での市としての一定の間伐が進むようにという配慮とともに、やっぱり山林労働者の雇用を収縮させないようにと、こういう配慮で、これは言わば住宅リフォームの助成制度のような、同じような趣旨で行った森林版の事業であるというふうに御理解をいただければというふうに思います。こういうことをいろんな点に目を配りながら、今後とも施策を考えてまいりたいというふうに、実施してまいりたいというふうに思っています。

(13番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） 今言われたように、私も本当に経済効果は大であったと、この事業によってできますことは、本当にいろんな意味で、いろんな業者にとってもすばらしい事業であったと思っております。

そしてまた、この6月議会におきまして、市単で補正をしていただきました7,000万円、これもまさに郡上市の木をつくりながら、また住宅等に使用していく、そういったことをやりながら、いろんな事業を進めていかなければならない、今市長が言われたとおりだと私も思っておりますので、またこういった事業を随意進めていただき、市民に喜ばれる事業を多くつくっていただければいいなと思っておりますので、よろしく願いしまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で尾村忠雄君の質問終了いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（池田喜八郎君） これで本日の日程はすべて終了をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。長時間にわたり御苦労さまでございました。

(午後 3時54分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 池 田 喜八郎

郡上市議会議員 野 田 龍 雄

郡上市議会議員 鷺 見 馨



上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員